



領域Ⅱ

女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）は、女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現にとって必要不可欠です。性別にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる社会を実現するためには、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、家庭生活と仕事の調和を推進していくことが重要です。東京は、所定外労働時間や通勤時間が長く、結果として、平日の帰宅時間が遅くなり、家庭生活に大きな影響を及ぼしています。企業・組織にとっても、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入などにより働き方を見直すことは、生産性の向上や競争力の強化につながります。

また、男女平等参画社会の実現に向けては、働く場だけでなく、あらゆる分野において女性の参画を拡大することが必要であり、女性はその感性や発想を活かしながら、地域活動へ参加していくことも重要です。

少子高齢化等人口構造の変化、経済・社会のグローバル化など変動する現代社会の中で、男女が共に個人として尊重され、その個性や能力を発揮するためには、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。そのため、多様な学習機会の提供など社会全体で取り組む必要があります。

<領域Ⅱ 体系>

都の施策

都民・事業者の取組

領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現

① 働き方の見直し

ア 働き方の改革
イ 男女ともに
家庭と仕事を両立させる
ライフ・ワーク・バランスの推進
ウ 子育て・介護等と仕事を
両立できる環境づくり

ア 働き方の改革
イ 男女ともに
家庭と仕事を両立させる
ライフ・ワーク・バランスの推進

② 男性の家事・育児等への参画

ア 男性の家事・育児等のための
環境づくりの促進
イ 男性の家事・育児等促進のための
啓発

ア 男性の家事・育児等のための
環境づくりの促進

③ 妊娠・出産・子育てに対する支援

ア 保育サービスの充実
イ 地域での子育て支援
ウ 子育てと仕事の両立が可能な
環境づくりの促進
エ 行動しやすいまちづくり

ア 地域での子育て支援
イ 子育てと仕事の両立が可能な
環境づくりの促進

④ 介護に対する支援

ア 介護への支援
イ 介護と仕事の両立が可能な
環境づくりの促進

ア 介護への支援
イ 介護と仕事の両立が可能な
環境づくりの促進

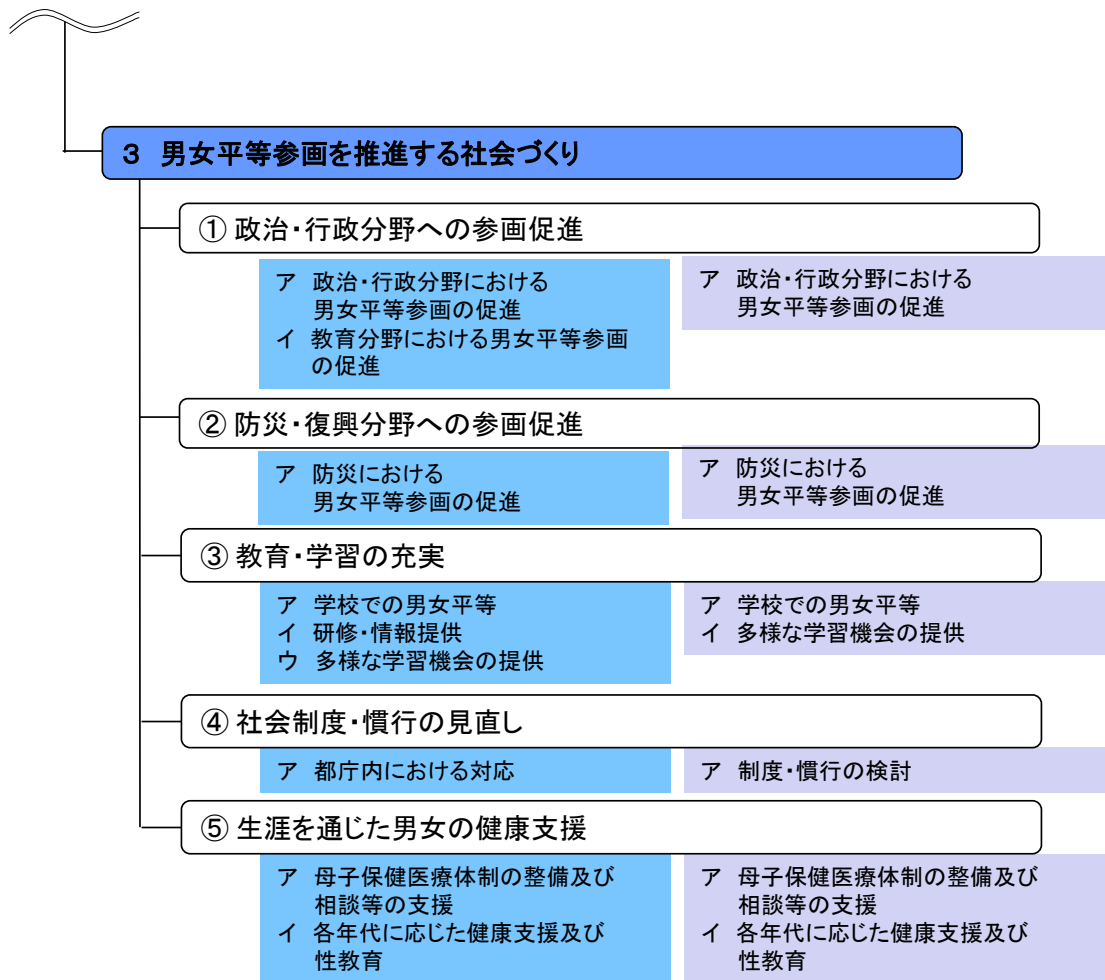
2 地域における活動機会の拡大

ア 地域における男女平等参画の
促進

ア 地域における男女平等参画の
促進

領域Ⅱ

女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現



領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現

①働き方の見直し

目標	働き方の見直しを進めることで、働き方や生き方を柔軟に選択でき、生活も仕事も充実した「生活と仕事の調和」に理解ある社会への転換を図ります。
----	--

■ 現状・課題

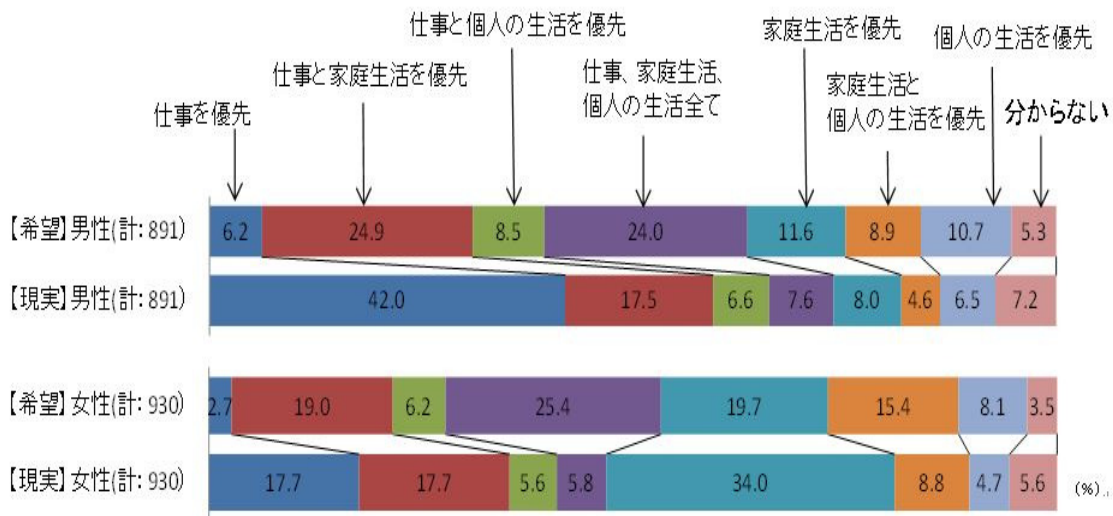
- 人々の価値観の多様化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しました。近年は、家庭・地域生活と仕事の調和がとれた生活の実現で生活の質を高めることが求められています。
- 国は、人口急減・超高齢化という課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。同年12月の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の就労・結婚・子育ての希望に応える観点から、『働き方』に関わる問題は、男女を問わず子育て世代に大きな影響を与えていることを十分認識し、官民挙げてその改善に取り組む必要がある。」としています。
- 都の「男女平等参画に関する世論調査」では、働いている人のうち、仕事と生活の調和に関しての優先度として「仕事と家庭生活を優先」「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」「家庭生活を優先」等を希望すると回答した人の合計が男女とも9割を超えており、「仕事優先」は1割にも満たない状況です。しかし、現実には男性の約4割、女性の2割弱が仕事を優先しており、希望と現実には大きな乖離があります。この背景には、仕事とそれ以外の生活のどちらかを選択せざるを得ない硬直した社会の仕組みがあるものと考えられます。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、各人の生き方や、人生の各段階に応じて、多様な働き方を選択し、仕事とそれ以外の生活の調和を図ることができる社会の実現が重要です。
- 従業員の仕事と生活の両立支援策を充実させることは、能力のある人材の確保に効果があるものと考えられ、企業の業績向上にもつながることが期待できます。平成27年の東京都生活文化局「女性活躍推進に関する企業・従業員調査」によると、自分の会社が仕事と生活の両立支援制度を整備していると回答した人の約7割は仕事に満足している一方、自分の会社が仕

- 事と生活の両立支援制度を整備していないと回答した人については、仕事に満足している人の割合が約4割となっています。
- 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けて、特に重要な課題の一つに長時間労働の問題があります。東京都は全国に比べて所定外労働時間が長い傾向にあります。一般労働者（フルタイム勤務者等）では平成18年から平成26年までにおいて、常に1人当たり平均月間所定外労働時間が全国よりも長く、平成26年には東京都15.1時間、全国14.4時間となっています。
 - 厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率は平成4年及び平成5年の56.1%をピークに低下した後、平成18年以降は横ばいで推移し、平成26年時点で47.6%となっています。
 - 長時間労働は、疲労や心身の不調をもたらし、脳・心臓疾患等、健康面での影響を及ぼすと言われているほか、メンタルヘルス面での不調の原因にもなることがあります。働く人の健康を支える上でも、長時間労働の解消など「働き方の見直し」を進める必要があります。
 - 東京都では、所定外労働時間や通勤時間が全国平均と比して長く、男性、女性ともに、有業者の平日の平均帰宅時間が、全国で最も遅くなっていることにもつながっています。主要な国際都市と比較しても、通勤時間は極端に長くなっています。
 - 生活と仕事の調和の実現のためには、時間外勤務の抑制や年次有給休暇の取得促進といった取組を進めることが必要です。また、意識のあるトップの指揮のもとで管理職の理解を高め、男女とも長時間労働を当たり前とせず、時間制約があることを前提とした業務体制づくりなどの取組を総合的に進める必要があります。
 - また、正社員の画一的・硬直的な働き方を見直し、短時間正社員制度や在宅勤務などの多様な就業形態の普及を進めるなど、生活と仕事の調和の実現に向け、企業には雇用環境の整備などの取組を促進していくことが重要です。特に規模の小さな企業では、生活と仕事の調和に向けた取組を進めることが難しい状況もあり、支援が必要です。
 - 特に、東京都には、在宅勤務制度やサテライトオフィスの設置等、勤務時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方を導入している先進的な企業も、既に存在しています。このような先進的な企業の事例などを広く情報提供していくことも、生活と仕事の調和に向けた企業の取組を促す点で有効と考えられます。
 - 制度が整備されても、「遅くまで残っている方が貢献度が高い」、「休みを取りづらい」といった雰囲気がある職場風土では、生活と仕事の調和の実現は難しくなります。企業のトップや管理職が率先して制度を利用するな

ど、社員が制度を利用しやすくなるような職場環境づくりを進めることが重要です。また、多様な働き方をする社員が、その能力を発揮して働くことができるような職場運用のあり方を検討する必要があります。

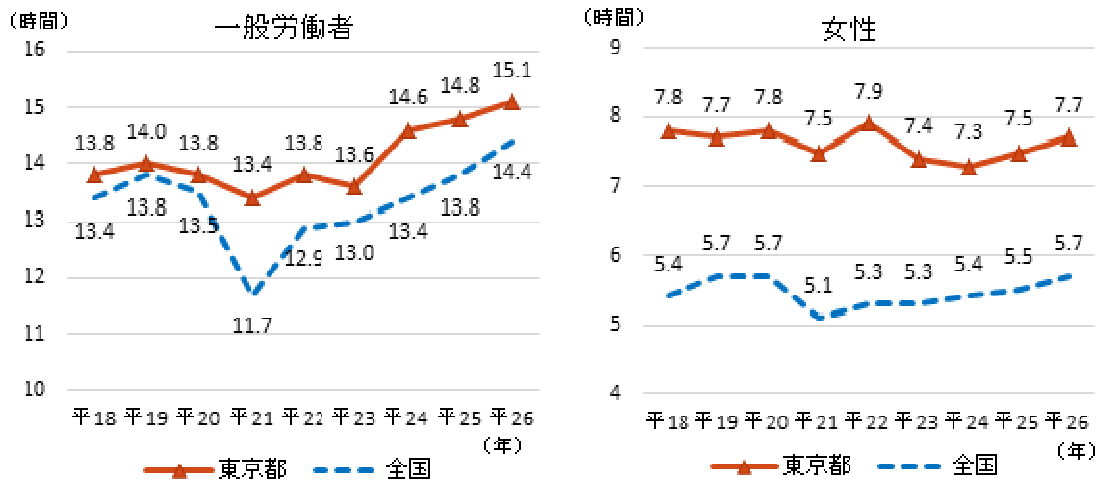
- さらに、制度等が整備されている先進的な企業においては、従業員一人ひとりが時間の価値を意識しながら仕事を進めるなど、効率的な時間の使い方に向けた個人の意識を高めていくことも重要です。
- 生活と仕事の調和を図るため、正社員以外の働き方を選ぶ人もいます。東京都では、一般労働者とパートタイム労働者を合わせた常用労働者数が増加傾向にありますが、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合は近年高まっており、平成26年は4割がパートタイム労働に従事しています。
- 近年は、社会の中でもパートタイム労働という働き方が定着してきています。パートタイム労働は、労働者の多様な働き方を実現するための一つの選択肢であるとともに、東京の産業の担い手として、量的にも質的にも欠かせない存在となっています。企業においても、パートタイム労働者を基幹的戦力と位置づけて活用する動きが進んでいます。
- 生活と仕事の調和を推進していくためには、子育て支援や介護支援の仕組みも同時に整備していくことが重要になってきます。改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定して目標を達成した企業（「くるみん認定」企業）が、次世代育成支援対策の実施状況を公表することで、特例認定（「プラチナくるみん認定」）として、更なる認定を受けられる仕組みがあります。

「仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）について」



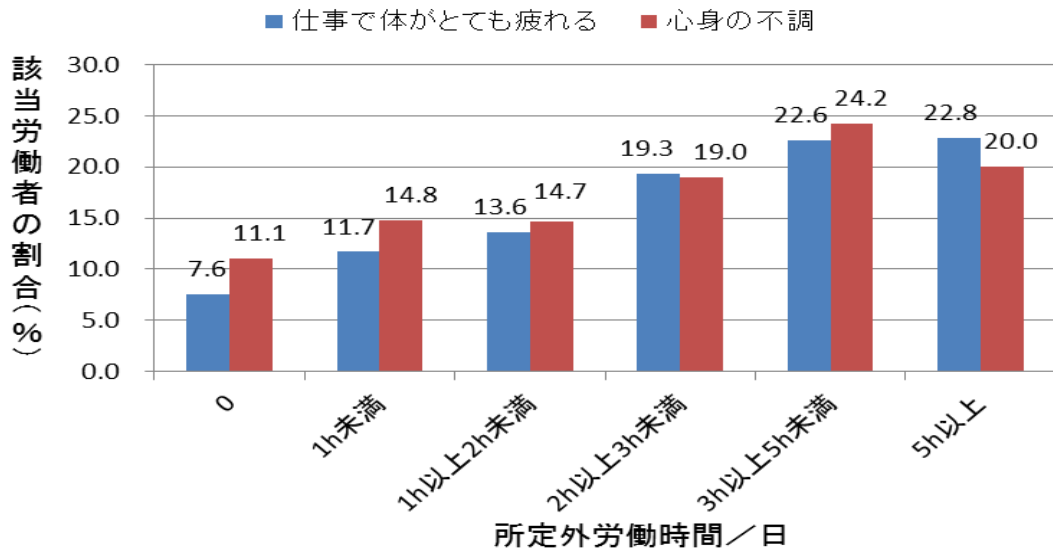
資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」

1人当たり平均月間所定外労働時間の推移（東京都・全国）



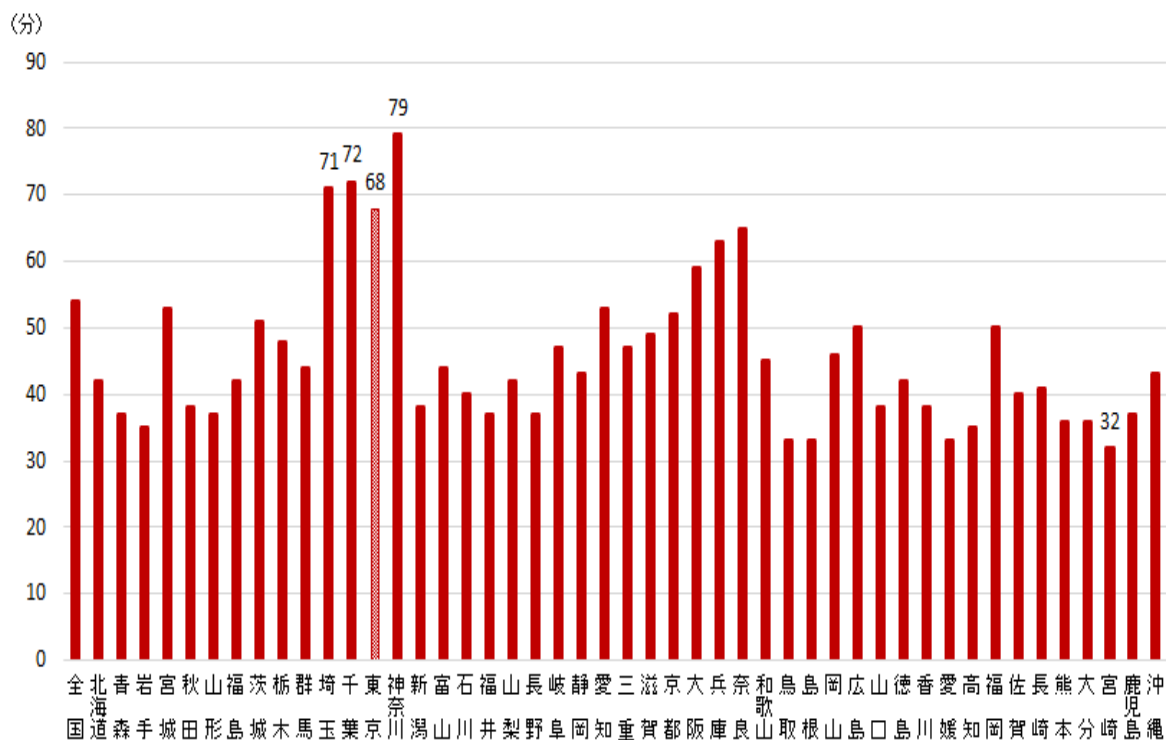
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
東京都総務局「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き－毎月勤労統計調査地方調査結果－」

所定外労働と身体の疲労及び心身の不調について



資料：厚生労働省「平成14年労働者健康状況調査」より作成

都道府県別に見た有業者の平日の平均通勤時間（平成23年）

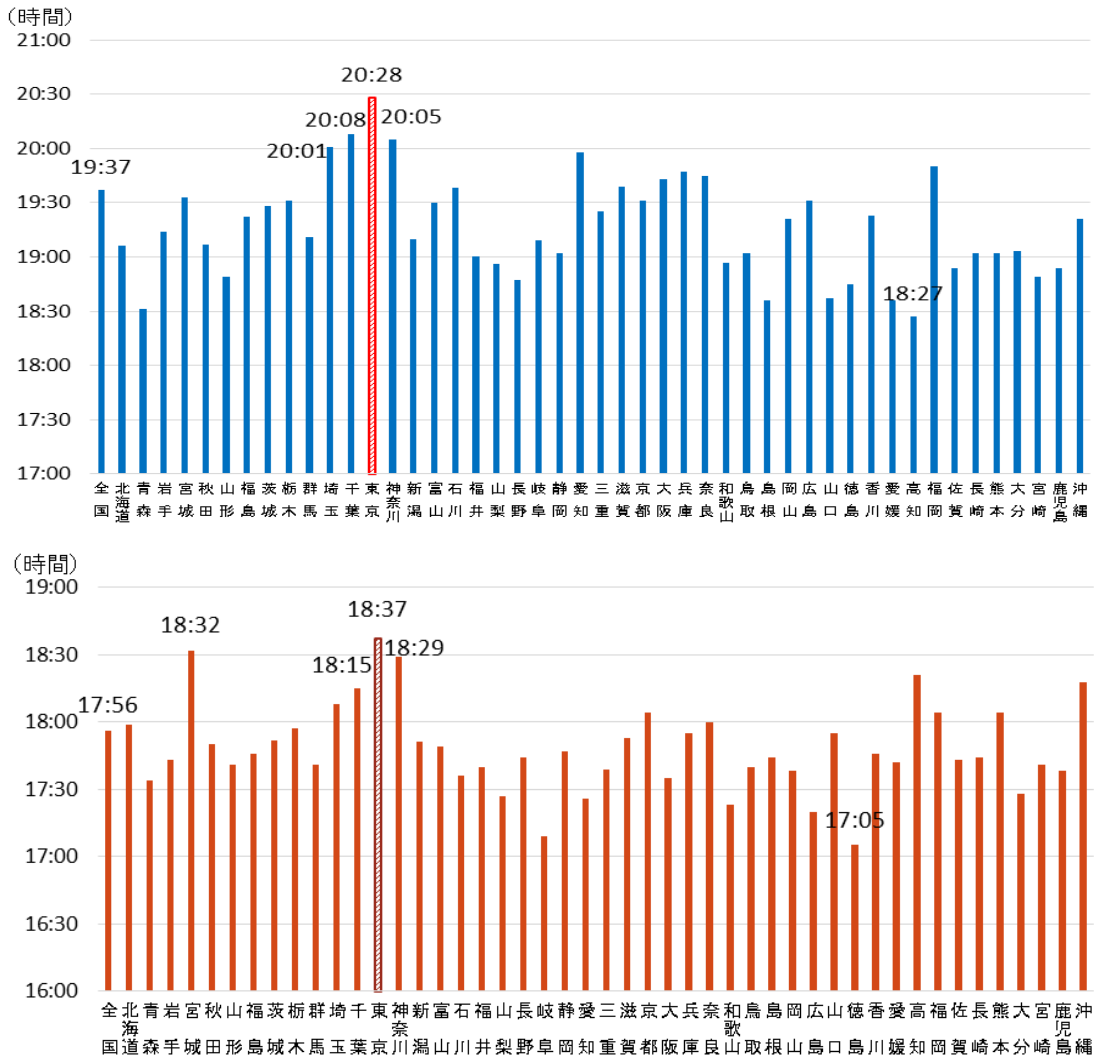


注1：このグラフにおける「有業者」とは、ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人等で男女や未婚・既婚を含む総数を示す。

注2：「通勤時間」は、0～24時までの時間の使い方を睡眠、仕事、家事、身の回りの用事などの行動の種類別に分類したときに、自宅と仕事場（又は学校）の行き帰りに充てられる時間として集計されたものをいう。途中で寄り道をした場合でも、ふだんの経路から大きく外れなかった場合は、その移動に要した時間もここに含める。

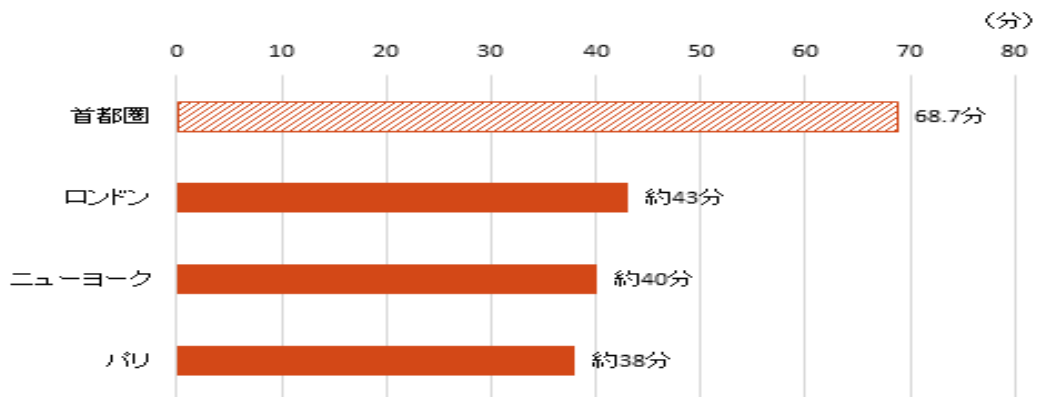
資料：総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成

都道府県別に見た有業者の平日の平均帰宅時間（平成23年）
（上：男性 下：女性）



注：「有業者」とは、ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人等のことをいう。
資料：総務省「平成23年社会生活基本調査」

都市別平均通勤時間（片道）の国際都市比較



資料：国土交通省「平成24年度首都圏整備に関する年次報告（首都圏白書）」

■ **取組の方向性**

- これまでの男性正社員を前提とした長時間労働の是正を社会全体で進めるとともに、ライフスタイルに合わせて、多様で柔軟な働き方を選択できる社会にしていきます。
- 多様で柔軟な働き方の意義や重要性を広く啓発し、社会全体での意識改革を進めていきます。

＜都の施策＞

ア **働き方の改革**

- 長時間労働の削減など、働き方・休み方の改善に向けて宣言を行う企業に対して奨励金を支給するなどし、企業の取組を後押しします。
- 在宅勤務制度などの導入による多様で柔軟な働き方についても、情報の発信や支援をしていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
81	☆働き方改革推進事業	長時間労働の削減・有給休暇の取得促進等に向け、目標及び取組内容を定めて宣言を行い、全社的に取り組む企業を「TOKYO 働き方改革宣言企業」とする宣言企業制度を創設し、奨励金や普及成果発信キャンペーンにより、働き方改革推進の気運の醸成を図ります。また、働き方改革とあわせ生産性向上のためのコンサルティングを行います。	産業労働局
82	☆働き方改革支援事業	働き方改革宣言を行った企業に対し、改革に取り組む上での助言を行うとともに導入した制度等を実践した場合に助成を行います。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	産業労働局
83	☆テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。（再掲 No.65 参照）	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
84	☆テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。(再掲 No.66 参照)	産業労働局
85	☆テレワーク推進センター(仮称)等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。(再掲 No.67 参照)	産業労働局
86	☆女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6, No.68 参照)	産業労働局
87	☆在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。(再掲 No.69 参照)	生活文化局

イ 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進

- 仕事と子育て・介護等の両立に関する意識啓発を推進します。
- 働く人が自身の働き方を主体的に考え見直すための啓発活動を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
88	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。	生活文化局

番号	事業名	事業概要	所管局
	ライフ・ワーク・バランス推進事業	子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	生活文化局

ウ 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり

- 子育て・介護等と仕事の両立に関する企業の雇用環境を整備するなど、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の環境づくりを支援します。

番号	事業名	事業概要	所管局
89	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。（再掲 No.10 参照）	産業労働局
90	☆雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.11 参照）	産業労働局
91	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。（再掲 No.12 参照） 企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。（再掲 No.12 参照）	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
92	☆仕事と介護の 両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。 (再掲 No.13 参照)	産業労働局
93	中小企業従業員 融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。 (再掲 No.14 参照)	産業労働局

＜都民・事業者の取組＞

ア 働き方の改革

- 事業者は、経営戦略の視点からも、過度な長時間労働の改善を含め、「働き方の見直し」を進めるとともに、柔軟で多様な働き方ができるような勤務形態を導入するなど、生活と仕事の調和の実現に積極的に取り組んでいきます。

番号	項目	概要	団体名
20	環境整備	仕事と家庭の両立促進、育児・介護休業法の周知を図ります。	商工会議所
		両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。	中小企業団体中央会
		若手医師の勤務環境整備のために、院内保育所、病児・病後保育施設の現状把握と院内保育施設の拡充について検討を行います。	医師会
		病院巡回訪問 人材確保が困難な病院を訪問し、勤務環境や院内教育体制（新人教育を含む。）構築の支援等を実施します。	看護協会

番号	項目	概要	団体名
	環境整備	経営者と人事総務担当者等を対象として、雇用環境整備により多様な働き方を実現した企業の経営者の報告会を実施します。	中小企業家同友会
		ワーク・ライフ・バランスの実現により、社員の満足度が上がり、それが顧客満足度にリンクして、企業の成長に寄与するという好循環のビジネスモデルを構築します。	
		☆労働法制改正への対応や働き方の多様化等の経営課題への取組 ①労働法制改正等への対応、②働き方の多様化への取組について、セミナー、定例会合等を通じた周知・啓発を図ります。	経営者協会
		☆長時間労働削減の好事例の収集、紹介等について検討します。	
		☆働き方改革、多様な人材の活躍推進に資する先進事例の収集、紹介について検討します。 (再掲 No.3 参照)	
☆政府の「働き方改革実行計画」をめぐる周知等について検討します。			

イ 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進

- 都民すべてが生活と仕事の調和の意義を理解し、社会全体で生活と仕事の調和の実現を図っていきます。

番号	項目	概要	団体名
21	学習会等の開催	☆女性・若者・高齢者・育児や介護をかかえる人など働く意欲のある全ての人が活躍する労働環境整備の好事例や生産性向上の取組事例等の周知、導入促進のためのセミナー等を行います。	商工会議所
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解を深めるための学習会を開催します。	連合東京

番号	項目	概要	団体名
	学習会等の開催	☆長時間労働の是正、非正規労働者の処遇改善は労働組合の重要課題であることから、労働組合による働き方改革を考えるシンポジウムを実施します。	連合東京
		「時間管理」「コミュニケーション」などワーク・ライフ・バランス実現のために有用な具体的なスキルを学ぶ勉強会を定期的で開催します。	中小企業家同友会
		学習会の開催 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を中心に学習し、地域活動としてどう取り組んでいくべきかについて検討するための学習会を開催し、参加団体の地域活動での取組を推進します。	地域婦人団体連盟

②男性の家事・育児等への参画

目標

誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる社会を実現するため、男性の家事・育児等への参画を促進します。

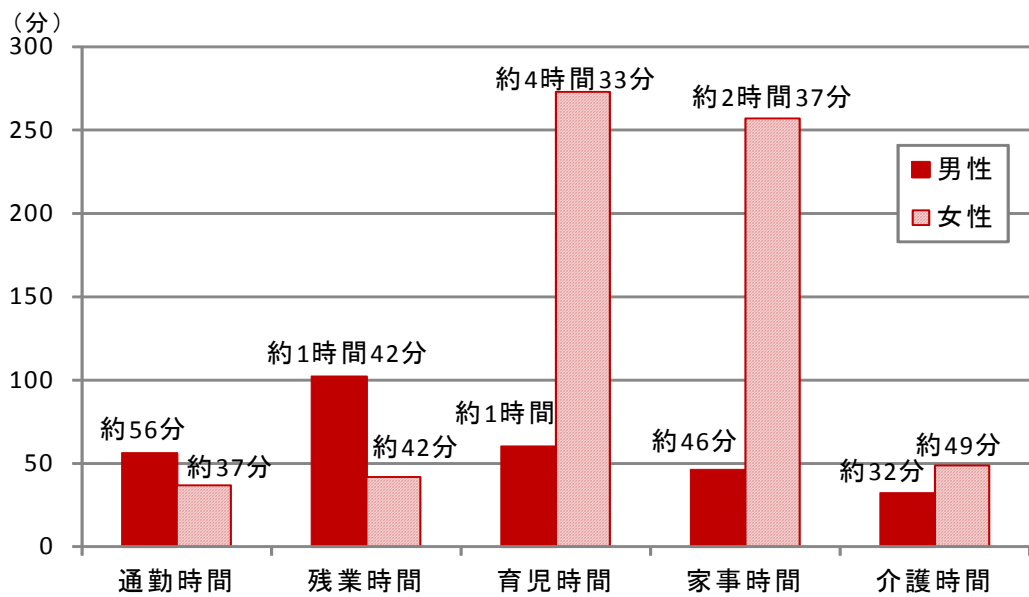
■ 現状・課題

- 都の「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」によると、男性の家事時間で最も多かったのが「30分未満」との回答で、半数以上の割合でした。次に多かったのが「30分以上～1時間未満」で約26%に上っており、この2つを合わせると、男性では、家事に費やす時間が1時間未満の割合が80%近くに上っていることが分かります。一方、女性の家事時間として最も多かったのが「2.5時間以上～3時間未満」で、約24%でした。
- また、同調査によると、男性の育児時間の平均は約1時間でしたが、女性の平均育児時間は約4時間33分となっており、その差が3時間半以上もあります。家事時間についても、男性の平均時間が約46分であるのに対し、女性は約2時間37分となっており、2時間近い差が見られます。
- 総務省の「平成23年社会生活基本調査」における未婚・既婚（子供なし）・既婚（子供あり）といったライフステージ別に有業者の平日の平均仕事時間を見ると、男性と女性の仕事時間を比べた場合、いずれのライフステージにおいても男性の方が、仕事時間が長くなっています。特に、子供を持つ男女の平均仕事時間を比較すると、その違いは顕著となり、全国では4時20分、東京都では5時20分、男性が女性より長くなっています。また、上述の「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」によると、残業時間については、日常的に1時間以上の残業をしている男性は60%以上に上っています。
- このように、女性に比べて男性が所定外労働により多くの時間を費やす一方、女性が育児や家事に非常に多くの時間を費やす「トレードオフ」の傾向が見られます。また、国際的な比較でも、成人男性の仕事時間（通勤時間含む）と家事時間についてOECDの主要各国と比較すると、東京都は極端に仕事時間が長く、家事時間が短くなっていることが分かっています。
- これらの背景として、長時間労働・長時間通勤の問題があります。男女共に「働き方の見直し」を含めた取組を進めることにより、父親と母親が共に家事・育児を担うことのできる社会環境を実現していく必要があります。また、家事代行サービスなどの外部労働力を活用することも、父親・

母親双方にとって、家事・育児の負担軽減を図る上で有効です。

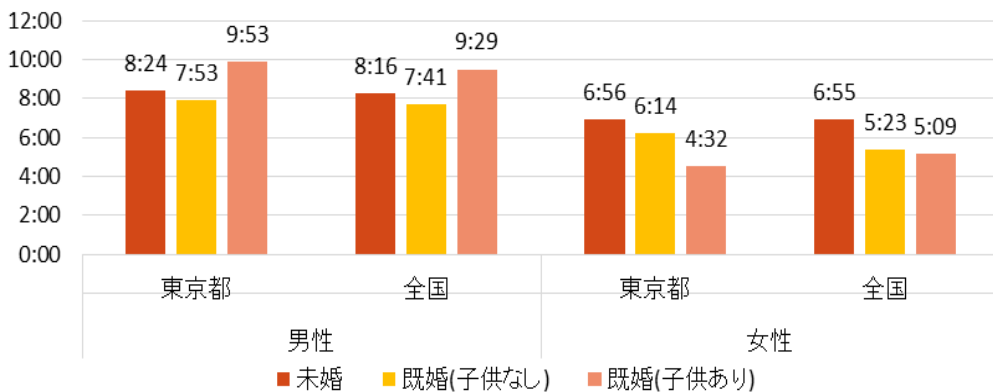
- 国立社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査」によると、男性の家事・育児等の時間が長いほど、妻の就業継続割合が高く、また、第2子以降の出生割合も高い傾向にあります。誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる社会を実現するためにも、男性の家事・育児等への参画を促進することが重要です。

男性と女性の平均生活時間（平成26年：東京都）



資料：東京都生活文化局「平成26年女性の活躍推進に関する都民の意識調査」

ライフステージ別に見る有業者の平日の平均仕事時間
（平成23年：東京都・全国）



注：「有業者」とは、ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人等のことをいう。

資料：総務省「平成23年社会生活基本調査」

■ **取組の方向性**

- 男女がともに、働き方や生き方を柔軟に選択でき、生活も仕事も充実できるよう、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）に理解ある社会への転換を図るとともに、父親と母親が共に家事・育児等を担っていきけるよう、男性の家事・育児への参画を推進していきます。

＜都の施策＞

ア **男性の家事・育児等への参画のための環境づくりの促進**

- 企業に対する働きかけにより、家事・育児に参画したい男性の育児休業制度の利用を後押しします。
- 子育て・介護等と仕事の両立や長時間労働の削減等の「働き方の見直し」に関する意識啓発を推進するなど、ライフ・ワーク・バランスの環境づくりを支援します。

番号	事業名	事業概要	所管局
94	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都縣市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。（再掲 No.10, No.89 参照）	産業労働局
95	☆雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.11, No.90 参照）	産業労働局
96	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。（再掲 No.12, No.91 参照）	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
	東京次世代育成 企業支援事業 (登録制度)	(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No.12, No.91 参照)	産業労働局
97	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88 参照)	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88 参照)	

イ 男性の家事・育児等への参画促進のための啓発

- 家事・育児等に参画したいという男性の意欲を行動につなげるため、男性の家事・育児等参画に関する啓発を行っていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
98	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲 No.74 参照)	生活文化局

＜都民・事業者の取組＞

ア 男性の家事・育児等への参画のための環境づくりの促進

- 事業者は、経営戦略の視点からも、過度な長時間労働の改善を含め、「働き方の見直し」を進めるとともに、柔軟で多様な働き方ができるような勤務形態を導入するなど、生活と仕事の調和の実現に積極的に取り組んでいきます。

番号	項目	概要	団体名
22	意識啓発	☆「研修会」等を通し、各家庭において、保護者が親として、大人としてどのように子供に接するべきか、また、両親の役割はどのように考えるべきかなどについて話し合う機会を設けるよう、広く呼び掛けます。	公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
		家庭の中で男女（父親、母親）が共に子育てをしていく環境づくりを考えます。	公立中学校PTA協議会
		女性が結婚し、子供を産み育てながら、社会に参画できる、仕事が継続できる、社会のシステムが必要です。そのために意識の改革を行っていきます。 (1) 家庭内意識の変革 家庭内で育児、家事をシェアするという文化をつくります。特に夫の協力を働きかけます。 (2) 地域内意識の変革 各地区において、子供と教育について議論し、その重要性を発信します。併せて、父親への働きかけを行います。 (3) 企業内で可能な行動 経営者自身が考え、経営者自身で行動できる当団体の特性を活用して、各企業に対して、子供を育てながら仕事が継続できるように様々な提案をしていきます。(再掲 No.18 参照)	青年会議所
23	環境整備	仕事と家庭の両立促進、育児・介護休業法の周知を図ります。(再掲 No.20 参照)	商工会議所

番号	項目	概要	団体名
	環境整備	両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。(再掲 No.20 参照)	中小企業団体中央会
		若手医師の勤務環境整備のために、院内保育所、病児・病後保育施設の現状把握と院内保育施設の拡充について検討を行います。(再掲 No.20 参照)	医師会
		病院巡回訪問 人材確保が困難な病院を訪問し、勤務環境や院内教育体制(新人教育を含む。)構築の支援等を実施します。(再掲 No.20 参照)	看護協会
		経営者と人事総務担当者等を対象として、雇用環境整備により多様な働き方を実現した企業の経営者の報告会を実施します。(再掲 No.20 参照)	中小企業家同友会
		ワーク・ライフ・バランスの実現により、社員の満足度が上がり、それが顧客満足度にリンクして、企業の成長に寄与するという好循環のビジネスモデルを構築します。(再掲 No.20 参照)	
		☆労働法制改正への対応や働き方の多様化等の経営課題への取組 ①労働法制改正等への対応、②働き方の多様化への取組について、セミナー、定例会合等を通じた周知・啓発を図ります。(再掲 No.20 参照)	経営者協会
		☆長時間労働削減の好事例の収集、紹介等について検討します。(再掲 No.20 参照)	
		☆働き方改革、多様な人材の活躍推進に資する先進事例の収集、紹介について検討します。 (再掲 No.3、20 参照)	
		☆政府の「働き方改革実行計画」をめぐる周知等について検討します。(再掲 No.20 参照)	

③妊娠・出産・子育てに対する支援

目標

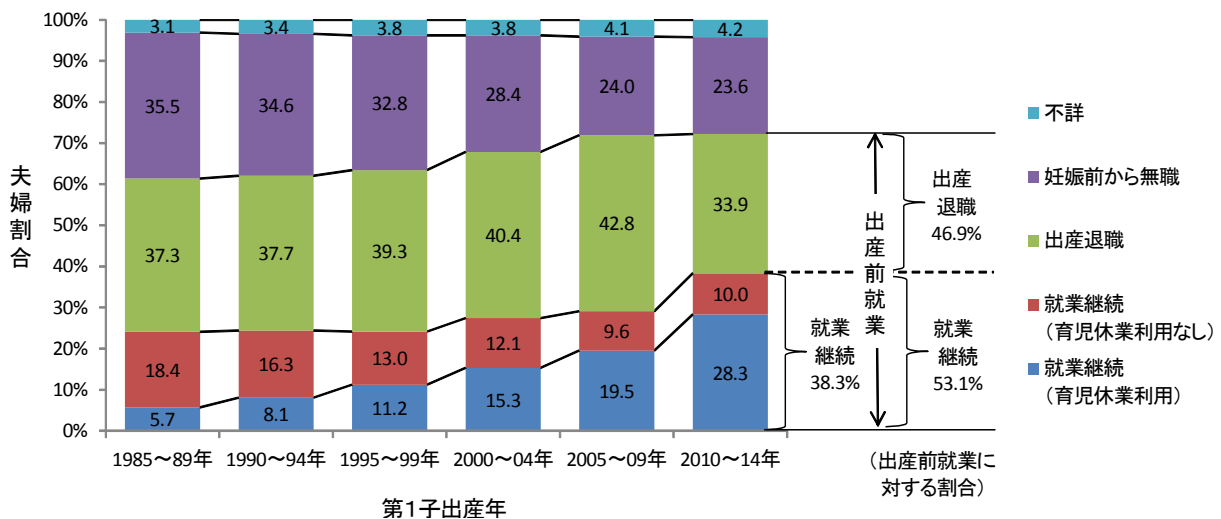
妊娠・出産・子育てに対する支援を行い、男女が共に、家庭と仕事や社会活動を両立させ、子供を健やかに育てられるようにする環境を整備します。

■ 現状・課題

- 育児や介護など、家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の男女が共に育児・介護をしながら働き続けることができる社会を目指すために、育児・介護休業法では、原則1歳未満の子供がいる労働者対象の「育児休業制度」、3歳に満たない子供がいる労働者対象の「短時間勤務制度」などが事業主の法的義務として定められています。
- また、次世代育成支援対策推進法では、従業員数が101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定及び従業員への周知が義務付けられています。平成26年の法改正では、適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度が創設されました。これにより、中小企業における子育てと仕事の両立支援の取組やノー残業デーの導入など「働き方の見直し」による労働環境の整備が進むことが期待されます。
- このように次世代育成支援の環境整備が進む中、平成26年の東京都の合計特殊出生率は1.15で全国最低水準の状況が続いています。未婚率の上昇、晩婚化の進行、初産年齢の上昇等が主な要因として挙げられます。
- 就業の継続を希望しながらも、育児と仕事の両立の難しさのために離職せざるを得ない女性はいまだ多く、国立社会保障・人口問題研究所の「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」によると、第一子の出産前後に就業を継続する割合は5割程度にとどまっており、いまだ、女性が出産を機に離職する傾向が続いています。
- 都では、男女が共に、家庭と仕事や社会活動を両立させ、子供を健やかに育てられるようにするため、保育サービスの充実、地域での子育て支援、育児休業等の支援及び情報提供などの取組を行ってきました。保育サービスについては、認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育等の整備を進めています。しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しているため、平成28年4月現在の待機児童数は、8,466人となり、前年から増加しました。保育サービスの整備をさらに加速し、待機児童の解消を目指し

- ていく必要があります。また、地域での子育て支援については、ファミリー・サポート・センターや学童クラブなどの整備も進めています。
- 男性については、長時間労働・長時間通勤などの原因により、子育てに十分に参画できていない現状があり、男女共に「働き方の見直し」を含めた取組を進めることにより、父親と母親が共に子育てを担うことのできる社会環境を実現していく必要があります。
 - 国立社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査」によると、男性の家事・育児時間が長いほど、妻の就業継続割合が高く、また、第2子以降の出生割合も高い傾向にあります。誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる社会を実現するためにも、男性の家事・育児への参画を促進することが重要です。
 - また、核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子育てに当たって地域で悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。社会全体で子育てを応援する観点から、父親・母親それぞれの子育ての負担感を解消し、子育ての意義や喜びを実感できるための仕組みを構築する必要があります。
 - 特に、ひとり親家庭で子育てを行っている父親や母親については、子育ての悩みや負担感を大きく抱えることとなるため、子育て支援サービスの情報提供等を的確に行っていくことが必要です。

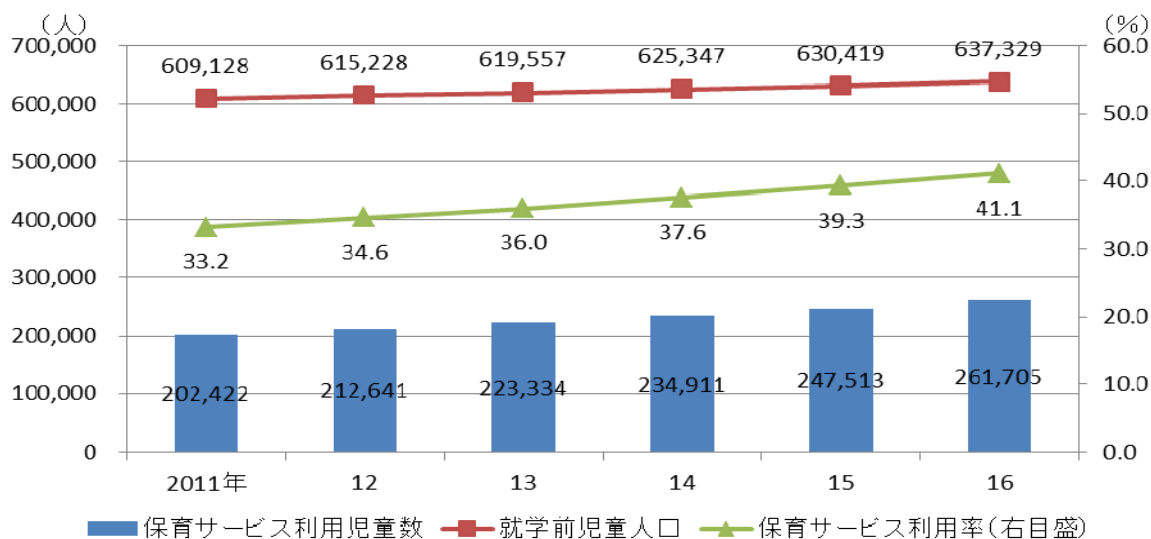
第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦。第12回～第15回調査の夫婦を合わせて集計した(客体数12,719)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(平成27年)

保育サービス利用児童数と利用率の推移（東京都）



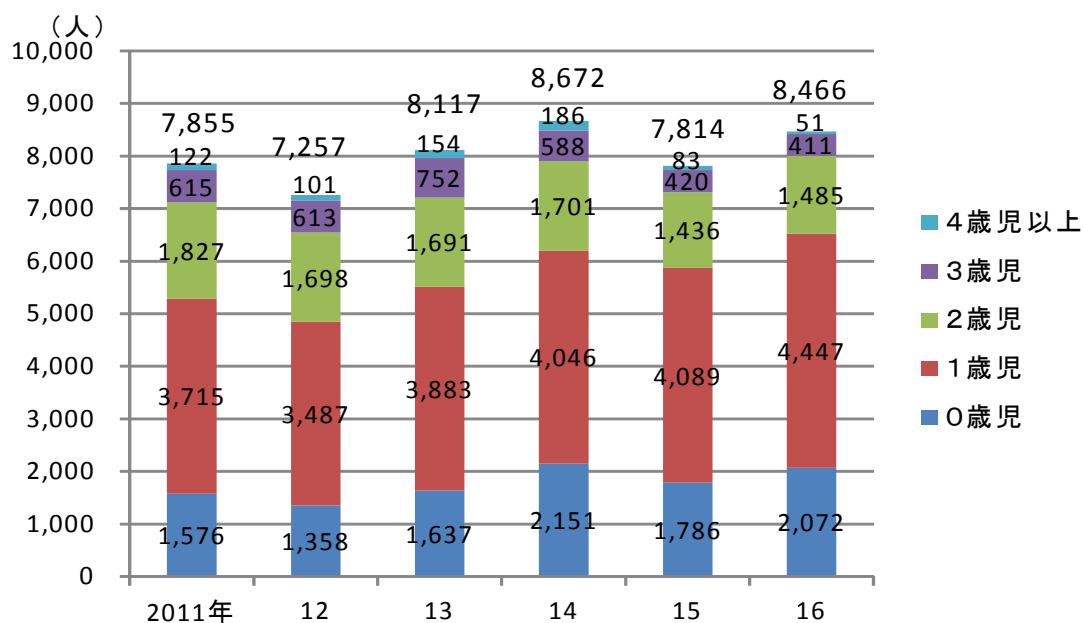
注1: 保育サービス利用率は、保育サービス利用児童数を就学前児童人口で除したものの。

注2: 利用児童数は各年4月1日現在の数値

注3: 就学前児童人口は各年1月1日現在の数値（外国人人口を含まない。）

資料: 東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」

都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料: 東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」

■ 取組の方向性

- 子育てに関する多様なニーズに応じるため、保育サービスの充実を図るとともに、子供を持つ家庭が地域で安心して子育てできるような仕組みづくりを進めていきます。
- 子育て支援にとどまらず、「働き方の見直し」を含めた取組を行います。
- 結婚、出産・育児、介護などのライフイベントと仕事を両立するための施策を講じるほか、女性自らの生涯を通じたキャリア形成意識を、これまで以上に高めていく施策を併せて実施します。

＜都の施策＞

ア 保育サービスの充実

- 認可保育所や認証保育所の整備をはじめ、延長保育、低年齢児保育、病児保育の充実など、都民の多様なニーズに対応した保育サービスの提供にこれまで以上に積極的に取り組みます。

番号	事業名	事業概要	所管局
99	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。(再掲 No.26 参照)	福祉保健局
100	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置される A 型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行う B 型があります。(再掲 No.27 参照)	福祉保健局
101	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。(再掲 No.28 参照)	主税局
102	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。(再掲 No.29 参照)	生活文化局
103	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。(再掲 No.30 参照)	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
104	☆認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。(再掲 No.31 参照)	福祉保健局
105	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。(再掲 No.32 参照)	福祉保健局
106	☆認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。(再掲 No.33 参照)	福祉保健局
107	☆待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。(再掲 No.34 参照)	主税局
108	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。(再掲 No.35 参照)	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲 No.35 参照)	生活文化局 教育庁
109	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。(再掲 No.36 参照)	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
110	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。(再掲 No.37 参照)	福祉保健局
111	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。 また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。(再掲 No.38 参照)	福祉保健局
112	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。(再掲 No.39 参照)	福祉保健局
113	☆都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。(再掲 No.40 参照)	病院経営本部
114	☆企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。(再掲 No.41 参照)	産業労働局
115	☆企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入に要する経費に対する補助を行います。(再掲 No.42 参照)	産業労働局

イ 地域での子育て支援

- 子育てをする親を支援し、地域において安心して子育てができる仕組みづくりを進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
116	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
117	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	福祉保健局
118	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	福祉保健局
119	子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	福祉保健局
120	親の子育て力向上支援事業	育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	福祉保健局
121	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	福祉保健局
122	放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	教育庁
123	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	福祉保健局
124	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
125	☆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	全ての子育て家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、地域における子育て支援のワンストップ拠点に保健師や助産師などの専門職を配置する取組や、妊娠届出時の面接等の機会に直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦の状況を把握する取組を行う区市町村に対して、補助を実施します。	福祉保健局
126	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	福祉保健局
		児童虐待に係る関係機関との情報共有を図るほか、要保護児童情報管理システム（仮称）（平成29年5月運用開始予定）を活用し、警察情報の一元化を図ることにより、迅速・的確な対応を行い、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	警視庁
		学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。	教育庁
127	子供の心診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	福祉保健局
128	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲 No.36, No.109 参照）	福祉保健局

ウ 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進

- 子育て支援に関する施策に加えて、子育てのために休暇や休業を取得しやすい職場環境づくりなど、「働き方の見直し」を含め、男女ともに子育てと仕事の両立が可能になる対策を進めます。
- ひとり親家庭に対して情報提供を行うなど、適切な支援を受けられるよう取り組みます。
- 家事・育児に参画したいという男性の意欲を行動につなげるため、男性の家事・育児参画に関する啓発を行っていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
129	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97 参照) 子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97 参照)	生活文化局
130	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。(再掲 No.10, No.89 参照)	産業労働局
131	☆雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90 参照)	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
132	東京次世代育成 企業支援事業 (登録制度)	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。(再掲 No.12, No.91 参照)	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No.12, No.91 参照)	
133	中小企業従業員 融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14, No.93 参照)	産業労働局
134	男性の家事・育 児への参画	女性も男性も輝く社会ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効率的効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲 No.74 参照)	生活文化局

エ 行動しやすいまちづくり

- 妊婦・高齢者等が自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
135	福祉のまちづく りの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
136	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (鉄道駅エレベーター等整備事業) (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)	
		鉄道駅エレベーター等整備事業	交通局
		ノンステップバスの導入 マタニティマークの普及への協力	
137	☆心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。	福祉保健局
138	子育て家庭の外出環境の整備	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	福祉保健局

<都民・事業者の取組>

ア 地域での子育て支援

- 地域の様々な人々が子供を見守り、子育てをしている親を支援するネットワークづくりを進めます。

番号	項目	概要	団体名
24	子育て支援のための環境づくり	(1) 各幼稚園が、園庭の開放や講習会の実施、保護者の教育相談等を行い、地域の子育てを支援します。 (2) 教員に対する教育相談研修会を実施します。	私立幼稚園連合会

番号	項目	概要	団体名
	子育て支援のための環境づくり	<p>子育て支援事業と健全な子供の育成との関連を調べます。</p> <p>公立幼稚園の預かり延長保育や、行政が進めている子育て支援と適正配置が、保護者の男女平等参画にどのような影響を与えるのか検討していきます。</p> <p>(1) 仕事を持つ母親のPTA活動参加を促進するため、情報交換、環境整備に努め、支援を行います。</p> <p>(2) PTAへの父親参加を促進するため、情報交換、環境整備に努め、支援を行います。</p> <p>(3) 子育てを親がひとりで抱え込まないように、家庭の子育てを中心に、家庭での問題、クラスや学校生活での問題、学力の問題等、保護者同士、あるいは親と教師がつながり問題解決ができる場を提供するため、研修会やPTAの広場を実施します。</p> <p>子供の安全を守る活動の促進</p> <p>(1) 子供が被害者となる犯罪を防止するための防犯活動を推進します。</p> <p>①事例発表や研修、話し合いの場を広く提供し、情報を共有するとともに、広く意識を啓発し、活動へとつなげます。</p> <p>②警察・行政機関等関係諸機関と連携をとり、改善策を話し合い、広く周知します。</p> <p>(2) 子供の危機管理意識を育てるための情報提供に努めます。</p> <p>①家庭・学校・地域において通学路の安全マップ作りなどの実施を促進します。研修・協議・広報等を通じて、子供が学ぶ環境の整備に努めます。</p> <p>②子供たちのネット、スマホの利用に係る危険について、研修会や広報を通して情報を提供します。</p>	<p>公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会</p> <p>小学校PTA協議会</p>

番号	項目	概要	団体名
	子育て支援のための環境づくり	<p>様々な家庭環境に配慮しながら、男女双方が共に子育てする意味を考えます。</p> <p>(1) 研修会・講演会等を開催します。</p> <p>(2) 家庭の中で男女（父親、母親）が共に子育てをしていく環境づくりを考えます。（再掲 No.22 参照）</p> <p>(3) 核家族やひとり親家庭の子育ての悩みを相談したり、子育ての学びの場を設けます。</p>	公立中学校 PTA協議会
		<p>男女双方が、広く互いに挨拶を交わし合うなど、身近にできることから地域のコミュニティづくりに協力します。</p>	公立高等学校 校定通PTA A連合会
		<p>子育てに対する支援</p> <p>(1) 養護施設・保育所・幼稚園に対し、童話の読み聞かせなどの訪問活動及び支援を実施します。</p> <p>(2) 子育て相談室開設への支援を行います。</p> <p>☆(3)「子供の貧困」をテーマとし講演会を開催、こども食堂などを支援します。</p>	ソロプチミ スト日本東 リジョン
		<p>児童虐待など被害児童の「子どものためのシェルター」の活動を支援します。</p>	
		<p>女子自立援助ホーム等への訪問及び運営活動の支援を行います。</p>	
		<p>男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会に向けてネットワーク化を図ります。</p> <p>地域の中で高齢者、子供、障害者等が共に過ごす拠点を確保し、それを運営しているボランティアやNPO等の活動別ネットワーク化を図り、支援します。</p>	ボランティ ア・市民活 動センター
		<p>子供たちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会をつくります。</p> <p>地域の中で、子供たちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア、NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会をつくるシステムを構築します。</p>	

イ 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進

- 子育てをする親を支援するために、子育てのために休暇や休業を取得しやすい職場環境づくりなど、「働き方の見直し」を含め、男女ともに仕事と子育てとの両立が可能な雇用環境を整備します。

番号	項目	概要	団体名
25	環境整備	<p>☆（１）従業員の子育て支援環境の整備に役立つ東京都や政府の企業向け制度・助成措置を周知し、活用が進むよう努めます。</p> <p>☆（２）企業における出産・育児と仕事の両立支援制度の好事例紹介等を通じ、会員企業における導入を支援します。</p>	商工会議所
26	両立支援のための環境整備	次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行います。	経営者協会
		両立支援のための環境整備 次世代育成支援対策推進センター事業を通じ、300人以下の事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定支援を行います。	中小企業団体中央会
		ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。	
		育児休業・育児短時間勤務制度等を紹介するとともに、会員各社の相談に対応します。また、協会会員社の事例を参考にし、問い合わせ等への情報提供に努めます。	書籍出版協会
		若手医師の勤務環境整備のために、院内保育所、病児・病後保育施設の現状把握と院内保育施設の拡充について検討を行います。（再掲 No.20）	医師会
		改正育児・介護休業法の学習会等を通じ周知徹底し、職場の環境の整備をします。	連合東京
		☆「男女平等参画担当者連絡会」において情報交換を進めます。	生協連合会

④介護に対する支援

目標

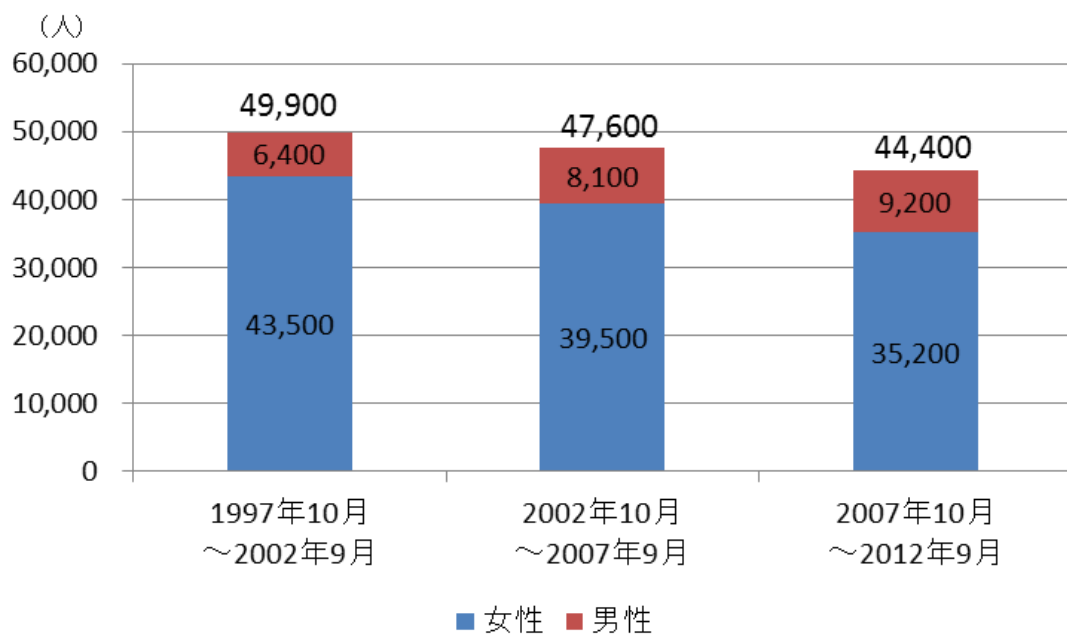
男女が共に、安心して介護と家庭や仕事との両立ができる社会の実現に向けて取り組みます。

■ 現状・課題

- 都の推計では、高齢者人口は、平成 22 年の約 264 万人から平成 37 年には約 326 万人になると見込まれており、要介護高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等、支援が必要な高齢者の増加が予測されています。
- 平成 27 年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、従業員の介護を支える事業所の仕組みとして、都内のほぼ 8 割弱の事業所では介護のための「短時間勤務制度」や「半日や時間単位の有給休暇」を導入しています。しかし、総務省の「就業構造基本調査」によると、このような制度が整備されていても、介護と仕事との両立が難しく、介護のために仕事をやめざるを得ない人もいます。その 8 割近くが女性ですが、男性は増加傾向にあり、東京都では、男性の離職者割合が全国を上回るペースで増加しています。東京には、進学や就業機会を求めて、他県から人が集まってきており、介護の対象となる高齢者が遠隔地を含め他県で暮らしているケースが多いと言われています。こうした状況も介護と仕事の両立を困難にしています。
- 介護と仕事との両立が必要となるのは、企業において中核となる役割を担っている世代が多く、育児に比べ男性の比率が高くなる傾向があります。介護のために働き盛りの従業員が退職せざるを得ない状況になることは、企業にとっても深刻な問題です。しかし、介護は子育てと異なり、いつまで支援が必要なのか先が見えないことや、子育てと違い周囲に相談しにくい雰囲気があることから、従業員のニーズが見えにくく、企業においても、子育て支援に比べ対応が進んでいない状況にあります。そのため、従業員の肉体的・精神的な負担は大きなものとなっています。介護を抱えている状況を、職場で相談できる環境づくりが重要です。
- また、核家族化の進行や地域社会でのつながりの希薄化などにより、介護に当たり、地域で悩みを抱えながら孤立している人も少なくないと考えられます。
- 介護サービスについては質・量ともに充実してきましたが、都内は地価が高いことで施設サービスの拡充が困難であることや、介護サービスの人材不足等の問題を抱えており、こうした問題に対して適切に対応して、介護サービスをより充実させることが重要です。

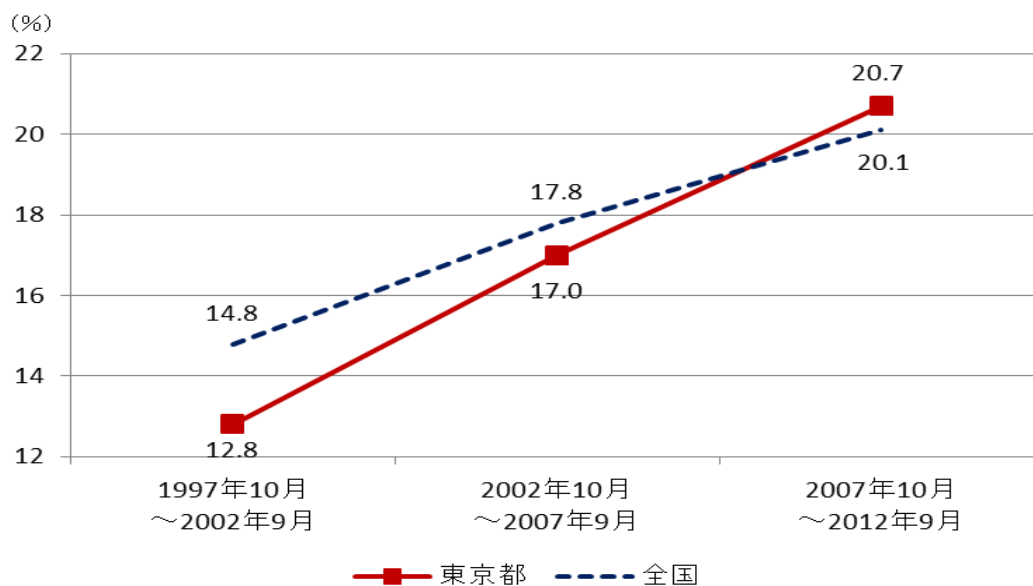
- 介護と仕事を両立させていくためには、家族、親族、地域社会等との協力・連携を図りつつ、効果的に介護サービスや企業の制度を活用して就業を継続することが必要です。
- 東京都の年齢階級別の人口の推移予測を見ると、生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加すると予測されています。高齢化が進む中、10年後には、団塊の世代が後期高齢者となります。要介護・要支援認定者数の増加が予測されることから、介護に対する一層の取組が求められてきます。
- 社会全体で高齢者を介護する人を支援する観点から、精神面を含めて介護をする人の負担感を解消し、安心して介護と仕事を両立できるような社会を目指す必要があります。

介護・看護を理由とした離職者数（東京都）



資料：総務省「就業構造基本調査」

介護・看護離職者に占める男性の割合の推移（東京都・全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」

■ 取組の方向性

- 介護に関する多様なニーズに応じた介護サービスの充実や介護サービス基盤の整備を図り、男女が共に介護と仕事との両立が可能な社会の実現に向けて取り組んでいきます。
- 結婚、出産・育児、介護などのライフイベントと仕事を両立するための施策を講じるほか、女性自らの生涯を通じたキャリア形成意識を、これまで以上に高めていく施策を併せて実施します。

＜都の施策＞

ア 介護への支援

- 介護人材の確保、育成、定着を支援するなど介護サービスの一層の充実、介護サービス基盤の整備に取り組みます。
- 男女ともに、遠距離介護も含め、介護と仕事の両立が可能になる対策を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
139	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	福祉保健局
		訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	
		訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	
		訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	
		通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	
		短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	

番号	事業名	事業概要	所管局
140	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局
141	介護保険施設の整備（特別養護老人ホーム）	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局
142	介護保険施設の整備（老人保健施設）	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局

イ 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進

- 介護と仕事の両立が可能な環境の整備を一層促進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
143	☆仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。 (再掲 No.13, No.92 参照)	産業労働局
144	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。(再掲 No.10, No.89, No.130 参照)	産業労働局
145	☆雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90, No.131 参照)	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
146	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。 (再掲 No.14, No.93, No.133 参照)	産業労働局
147	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129 参照) 子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129 参照)	生活文化局
148	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲 No.73, No.134 参照)	生活文化局

<都民・事業者の取組>

ア 介護への支援

- 地域の様々な人々が介護される人を見守り、介護している人を支援するネットワークづくりを進めます。

番号	項目	概要	団体名
27	介護する家族への支援	要介護者を介護する家族を支える取組の支援を実施します。	ボランティア・市民活動センター
28	☆介護への支援	☆地域で高齢者が安心して暮らせるための見学会や学習会を行います。	地域婦人団体連盟

イ 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進

- 介護の状況を相談しやすい職場づくり、介護休業を取得しやすい環境づくり、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度等の導入など、「働き方の見直し」を含め、介護する人を支援し、男女ともに介護と仕事の両立が可能な雇用環境を整備します。

番号	項目	概要	団体名
29	両立支援のための環境整備	ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。(再掲 No.26 参照)	中小企業団体中央会
		会員の要望に応じ、介護休業・介護短時間勤務制度等を紹介するとともに、相談に対応します。また、協会会員社の事例を参考にし、問い合わせ等への情報提供に努めます。	書籍出版協会
		<p>地域におけるケアの推進</p> <p>(1) 訪問看護事業の実施 専門性の高い訪問看護や看護学生・看護職の実習受け入れを実施します。</p> <p>(2) 病院・訪問看護ステーション・介護福祉施設の連携推進 各施設の連携を図るための交流会、シンポジウム、研修会等を実施します。</p> <p>(3) 関連団体との連携 地域ケアの充実に向け、行政や医療機関、全国訪問看護ステーション事業協会、日本訪問看護財団等と連携します。</p> <p>(4) 課題の検討 東京訪問看護ステーション協議会、他関連団体との連携による情報共有と課題の検討を行います。</p>	看護協会

番号	項目	概要	団体名
	両立支援のための環境整備	介護福祉施設等の看護職の機能強化 (1) 介護福祉施設の看護職の交流やネットワーク作りの支援を実施します。 (2) 研修会等を実施します。	看護協会
		「看護フェスタ」や「まちの保健室」等の開催 「看護フェスタ」や地域等での「まちの保健室」活動、地域や他団体のイベント等へ参加し、健康チェックや、健康・介護相談等を実施します。	
		シンポジウム等の開催を通じ、加盟大学における介護支援制度の必要性の啓発を行います。	私大連盟
		改正育児・介護休業法の学習会等を通じ周知徹底し、職場の環境の整備をします。(再掲 No.26 参照)	連合東京
		(1) 家庭内で介護者が抱える様々な課題を探り、地域活動として援助できる方策を検討します。 (2) 介護保険制度の学習会を開催し理解を深めます。	地域婦人団体連盟
		☆「男女平等参画担当者連絡会」において情報交換を進めます。(再掲 No.26 参照)	生協連合会

2 地域における活動機会の拡大

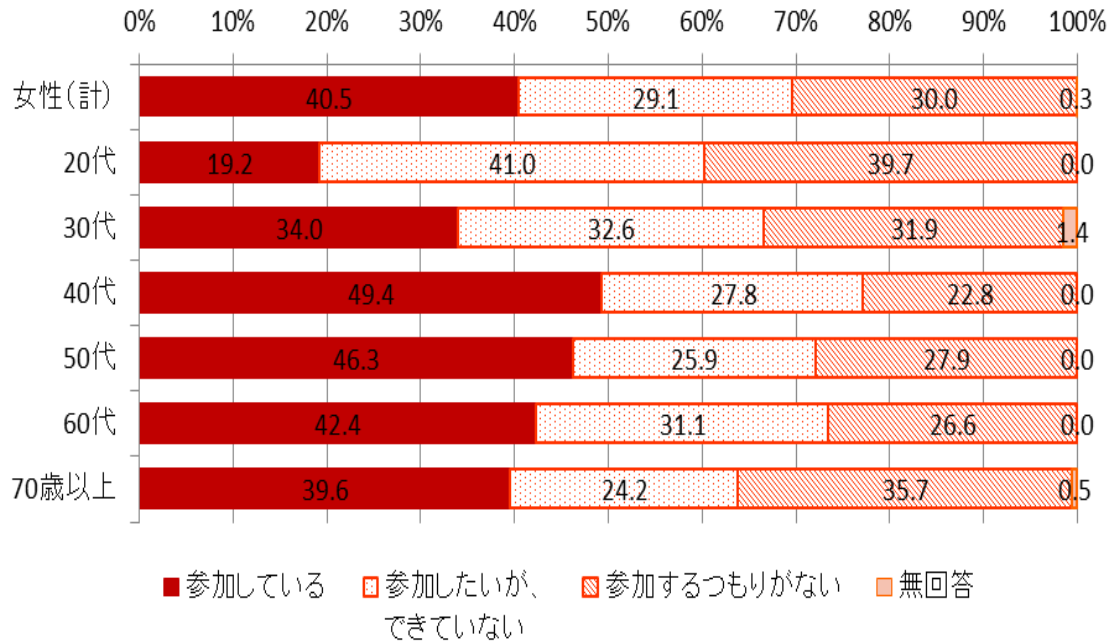
目標

男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるよう取り組んでいきます。

■ 現状・課題

- 東京は、世界に冠たる大都市ですが、都民にとって、身近な地域は生活の本拠であり、日々の暮らしを支えていることに変わりありません。近隣関係が希薄化していると言われる中で、安心して暮らせるまちをつくり上げるためには、地域におけるコミュニティの在り方が重要です。
- 仕事中心の生活になりがちで多くの男性に比べて、一般的に、女性は生活者としての感覚が豊かであり、例えば、町会や自治会などの場で、女性の感性や発想が活かされることにより、男性だけでは気づきにくい、女性や子供、高齢者などの視点にも配慮した活動が進むものと考えられます。
- 初心者でも、こうした活動に参加し、ノウハウやスキルを蓄積していくことで、各々の個性や能力が引き出され、豊かな生活の実践につながることもあります。
- また、こうした地域のコミュニティにおける基礎的な活動を始め、ボランティア、NPOなどの様々な活動に、女性をはじめ、若者、高齢者、障害者など多様な人々が参加していくことも重要です。
- しかしながら、都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、男性の3割、女性の4割が、社会活動・地域活動に参加している一方で、「参加したいが、できていない」と回答した人の割合は、男女ともに約3割となっています。
- 「参加したいが、できていない理由」は、「仕事が忙しいから」「家事や育児・介護などが忙しいから」という回答に次いで、「参加方法が分からない、きっかけがないから」「どのような活動があるか分からないから」が挙げられています。
- NPO、ボランティア団体、PTA、町会・自治会、商店街など身近な地域社会においては、女性が中心となって活動を行っている場合も多い一方、働く世代の男性の多くは仕事に追われて、地域の活動に参加することが難しい状況にあります。
- 地域は生活の拠点であり、男女とも心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いていないにかかわらず、男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。

女性の社会活動・地域活動への参加状況（平成27年：東京都）



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」

■ 取組の方向性

- 生活と仕事の調和に理解ある社会への転換を図っていくことにより、地域活動への参画を促進します。
- 初心者でも気軽に参加できるボランティア活動に関する情報を発信するなど、男女とも社会活動・地域活動に参加するきっかけ作りを行います。
- 都内に集積するNPO法人の活動内容や募集に関する情報を得やすいよう、発信方法を工夫し、活動への参加意欲がある男女と活動を結び付ける取組を行います。
- 地域社会に貢献しようとする意欲の高い女性を支援する取組も併せて進めます。
- 地域活動への参加が片方の性に偏るなど、役割を固定化することのないよう、男女共に幅広い年齢層の参画を促進し、地域社会においても男女平等参画を推進します。

＜都の施策＞

ア 地域における男女平等参画の促進

- 生活と仕事の調和の意義や重要性を定着させるための取組を実施し、生活と仕事の調和に理解ある社会への転換を図っていくことにより、地域活

動への参画を促進します。

- 地域社会での活動において、女性が少ない分野における参画を促進します。
- 男女平等参画の視点から、男性に対しても、ボランティア活動やNPO等への参加の働きかけを行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
149	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129, No.147 参照)	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129, No.147 参照)	
150	☆地域で活躍する女性の活動を紹介するイベント	地域における女性の活躍を後押しするため、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や、女性が参加しやすい地域活動を紹介します。	生活文化局
151	☆共助社会づくり推進事業	都内のボランティア行動者率40%という目標を平成32年度までに達成するため、ボランティア文化の定着に向けた様々な取組を実施し、都民全体のボランティア気運を醸成します。	生活文化局

<都民・事業者の取組>

ア 地域における男女平等参画の促進

- 事業者は、過度な長時間労働の改善を含め、「働き方の見直し」の意義や重要性を定着させるための取組を実施し、従業員が地域活動に参画できるように促します。
- NPO・ボランティア活動などの地域活動への女性の参画を促進し、従来女性が少なかった分野にも新たに活躍の場を広げることや、方針・意思決定を行う役職に登用することで、多様な価値観・発想を取り入れます。

- 併せて、男性が少なかった分野への参画を促進するための対応を進めます。

番号	項目	概要	団体名
30	女性の参画・役員 の登用	J A運営への女性の参画を促進します。 (1) 女性のJ A加入の促進 →目標 正組合員に占める女性の割合 25%以上 (2) 女性の総代の選出 →目標 総代に占める女性の割合 10%以上 (3) 女性役員の選出 →目標 J A 1 組織に女性理事 2名以上	J A 東京女性組織協議会
		協会の会報等により女性の参画を啓発します。	書籍出版協会
		☆連合東京男女平等参画推進計画を受けて、組織トップの男女平等参画宣言を実施します。また、女性役員登用の好事例集などを作成するほか、男女役員・組合員を対象とした「男女平等セミナー」を実施します。	連合東京
		労働組合における女性の参画を進めるため「男女平等参画推進委員会」を中心に、更に取組を進めます。	
		男性がいまだに主要役員を占めている町内会、自治会への女性の参加を促進します。	地域婦人団体連盟
		平成26年まで行っていた行政との協働企画について、再度協働での実施を模索します。	生協連合会
		(1) 地域社会への貢献 行政、他団体とタイアップして女性の地域社会への参加を促進します。 (2) 女性の社会活動の実践 各クラブ単位での講演会や催し物を企画・開催するなど、女性の社会活動を実践していきます。 (3) 提唱活動 内閣府男女共同参画推進連携会議や国際ソロプチミストアメリカ連盟会議に参加し、提唱活動を行います。	ソロプチミスト日本東リジョン

番号	項目	概要	団体名
31	父親等のPTA参加	<p>父親のPTA参加の促進</p> <p>保護者（PTA）として、母親・父親の枠を取り払います。</p> <p>（1）父親にも気軽に参加できる幼稚園PTAの行事を考えます。</p> <p>（2）父親対象の子育て講座等を通し、子育ては母親だけがするものではないことを意識し、理解できる機会をつくります。</p> <p>（3）父親の苦勞、母親の苦勞を分かち合える対話の場を設けます。</p>	公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
		<p>（1）男女の固定的な役割意識や慣行を越え、等しくPTA活動に参加するためのシステムづくりと意識啓発を行います。</p> <p>（2）地域社会への啓発に努め、相互理解を深めていきます。</p> <p>☆（3）女性の社会進出の増加に伴い、これまでどおりのPTA活動が難しくなっていることから、研修会や情報交換会を開催し、今の時代に合ったPTA活動の在り方や工夫を考える機会を提供します。</p>	小学校PTA協議会
		<p>男女双方がPTA活動に参加しやすい環境の整備</p> <p>（1）男性の参加が少ないという現実を踏まえ、活動内容や時間等を男性も女性も関わりやすいものとするようにしていきます。</p> <p>（2）男性や働く女性が参加しやすいPTA活動を考え、実践するために学習会を行います。</p> <p>☆（3）地域の小学校や中学校でPTA活動を経験した人は、後々地域の一員として地域活動に参加することが多く、PTA活動は、地域の人材を育てる機会の一つとなっていることから、保護者に積極的にPTA活動に参加してもらうよう声掛けをするなど、各校のPTAに働きかけていく取組を検討します。</p>	公立中学校PTA協議会

番号	項目	概要	団体名
	父親等のPTA参加	男女双方がPTA活動に参加しやすい環境の整備体制・活動内容・活動時間などを学校ごとに見直し、男性も女性も関わりやすい活動を検討します。特に男性の参加が少ないという現実を踏まえて、その原因を追及していきます。	公立高等学校PTA連合会
		男女双方がPTA活動に参加するとともに、お互いの活動に積極的に理解・協力し合うなど、活動しやすい体制づくり 女性の参画に偏った慣習を改め、男性の参画を進めるような工夫をします。	公立高等学校定通PTA連合会
		保護者が、女性・男性を問わずPTA活動に参加しやすい環境の整備 (1) PTA役員等の参加について、男性の積極的な参加をより一層促します。 (2) 会議時間の設定等を工夫し、柔軟な活動体制を検討します。 (3) 活動内容等の意思決定について、女性・男性それぞれの意見が互いに尊重されるよう工夫します。 (4) 男性保護者の会による行事等の開催を各学校単位で実施します。 ☆(5) ボランティア等の専門家を招いた講演会を実施し、各学校において社会参加への意識が高まるよう促す活動を実施します。	特別支援学校PTA連合会
32	男性の地域活動への参加	ブロック別地域団体研究協議会の開催方法を工夫し、男女平等参画を一層進めます。 働く世代の男性の多くが仕事に追われ、地域活動に参加することが難しい状況にあります。そのため、定年を迎え、地域活動に参加しようとする、その方法や相談先が分からずにいます。そこで、定年前後の世代に向けて、「地域活動をはじめのきっかけづくり」を目的とした講座やサロンを開催します。	地域婦人団体連盟 NPOサポートセンター

番号	項目	概要	団体名
33	市民活動への参加	<p>多様なボランティア、NPO等の市民活動への主体的な参加の促進・支援を行います。</p> <p>(1) 研修・講座を開催し、多様な人たちの参画による市民社会を目指します。</p> <p>①男女及びシニア、企業人等のボランティア、市民活動への参加促進のための研修を行います。</p> <p>②ボランティア、市民活動の体験プログラムを企画し、介護体験、育児体験など多様な参加促進の機会を提供します。</p> <p>(2) ボランティア活動、市民活動への参加希望者を対象に体験プログラムの提供を行い、今後の活動のきっかけを提供します。</p> <p>(3) ボランティアグループ・NPOで活動したい人のためのガイダンスを実施します。</p> <p>(4) ボランティア・市民活動団体が活動する場の提供を行います。</p>	ボランティア・市民活動センター
34	調査	<p>男女平等参画に対する意識調査</p> <p>東京地婦連会員とその家族が、家庭・地域・職場での「男女平等参画」の実態をどう捉えているかについて意識調査をし、地域活動で取り組むべき課題について、検証します。</p>	地域婦人団体連盟

3 男女平等参画を推進する社会づくり

①政治・行政分野への参画促進

目標

政治・行政分野での活動において、企画、方針・意思決定段階から女性の参画を促進します。

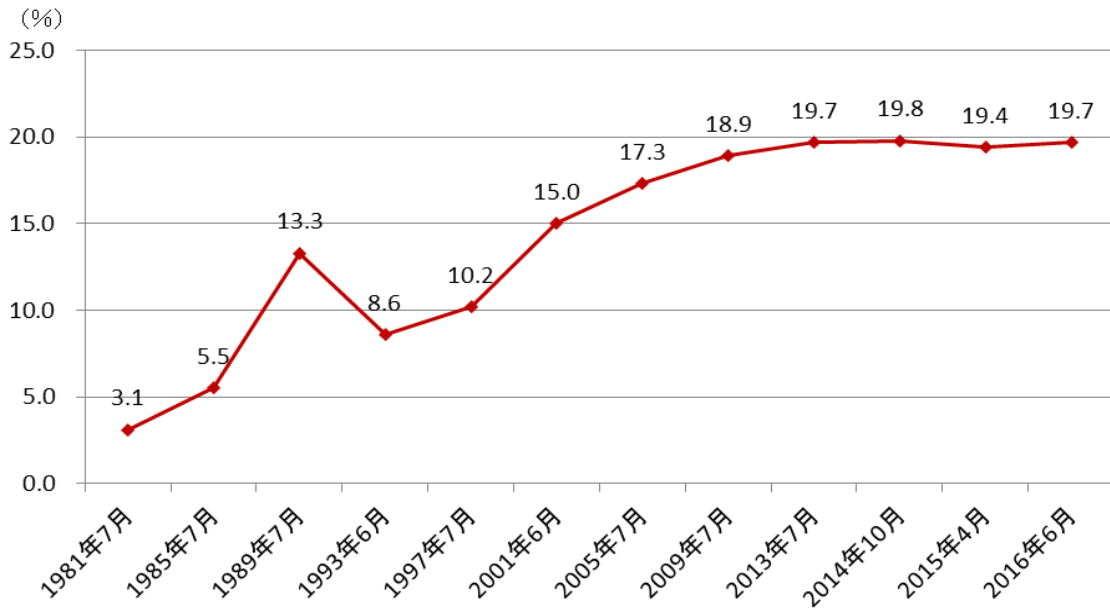
現状・課題

- 男女平等参画社会を実現するためには、男女が政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。
- とりわけ政治・行政の分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。
- 東京都における参画状況を見ると、政治の分野においては、東京都議会議員に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成28年8月現在で19.7%と、全都道府県の中でも高くなっています。また、市区町村議会における女性議員の女性割合については、東京都が全国の中で最も高くなっています。衆・参両議院議員に占める割合と比較しても、東京都の政治分野では女性の参画が進んできていますが、まだ十分とは言えません。
- また、行政の分野においては、東京都の職員のうち課長級以上の管理職に占める女性の割合は、平成28年4月現在16.0%（教職員を除く。）であり、全都道府県の中でも高くなっています。国や他自治体と比較すると、女性の参画が進んでいますが、男性職員に比べると、女性職員の管理職選考受験率が低い状況にあります。
- 女性活躍推進法に基づく都の特定事業主行動計画として、平成29年1月に改訂された「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」では、女性職員が、その個性や能力を十分に発揮しながら、一層活躍できる職場づくりを実現するため、行政系の管理職に占める女性の割合を2020年までに20%まで高め、更に向上させていくことを目標としています。警察官、消防官及び教員を除いた行政系の管理職に占める女性の割合は、平成28年4月1日時点で19.3%ですが、引き続き取組が求められます。
- 区市町村においても、特定事業主行動計画を策定していますが、都内では8割近くの区市町村が、女性職員の登用に関する数値目標を設定しています。
- なお、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する

施策の推進状況（平成27年度）」（内閣府）によると、東京都内の区市町村全体の課長以上職の女性比率は14.6%となっており、全国平均の12.6%よりやや高くなっています。

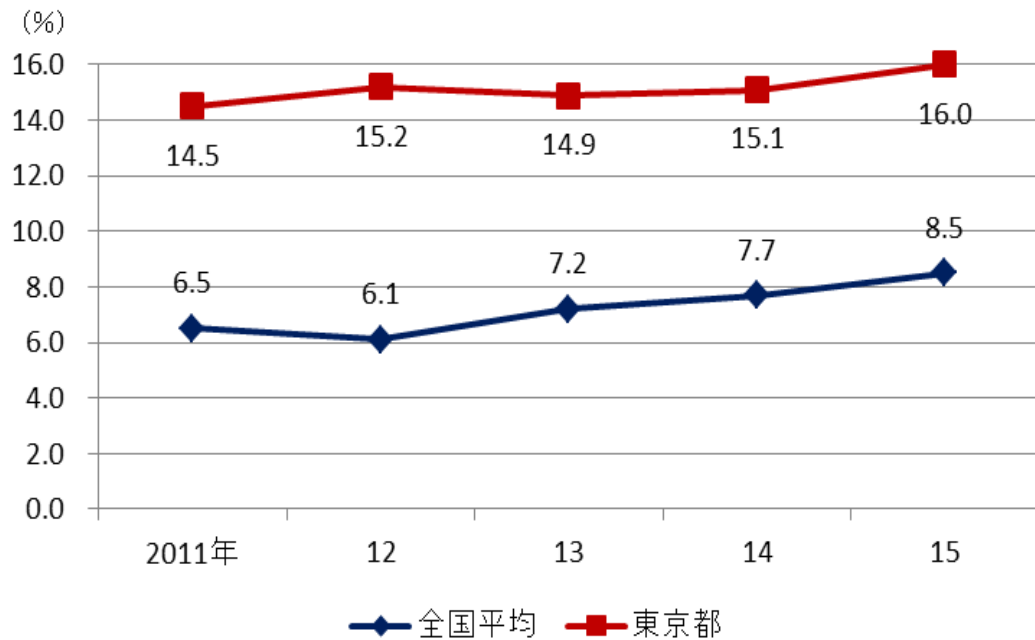
- 一方、東京都の審議会等における女性委員の割合（任用率）は、平成24年3月に改定した「男女平等参画のための東京都行動計画」において、「平成28年度までに35%」とすることを目標としていました。任用率はここ数年20%強で推移しており、平成28年4月現在で27.6%と、平成23年4月時点の21.1%から6ポイント以上上昇しましたが、目標の達成には至っていません。今後、女性委員の任用促進に向け、更なる取組が必要です。
- 教育の分野においても、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠であるという認識を醸成し、方針・意思決定過程への女性の参画の拡大を図ることが重要です。
- 東京都教育委員会においても、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として「東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定しており、教育分野で働く職員についても、女性の活躍やライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が進められています。
- 都内の公立小中高における女性の参画状況を見ると、教員に占める女性の割合については、小学校でおよそ63%、中学校でおよそ44%、高等学校でおよそ35%台前半となっています。教育の現場において、多くの女性教員が活躍していることが分かります。一方、都内公立学校における管理職である校長・副校長（教頭）に占める女性の割合については、校長が約17%、副校長が約21%です。
- 教育分野における女性の活躍を一層推進するため、公立学校に限らず、女性教員の育成を行い、教育の現場においても、管理的地位にある女性の比率を高めていく必要があります。

都議会における女性議員の割合の推移（東京都）



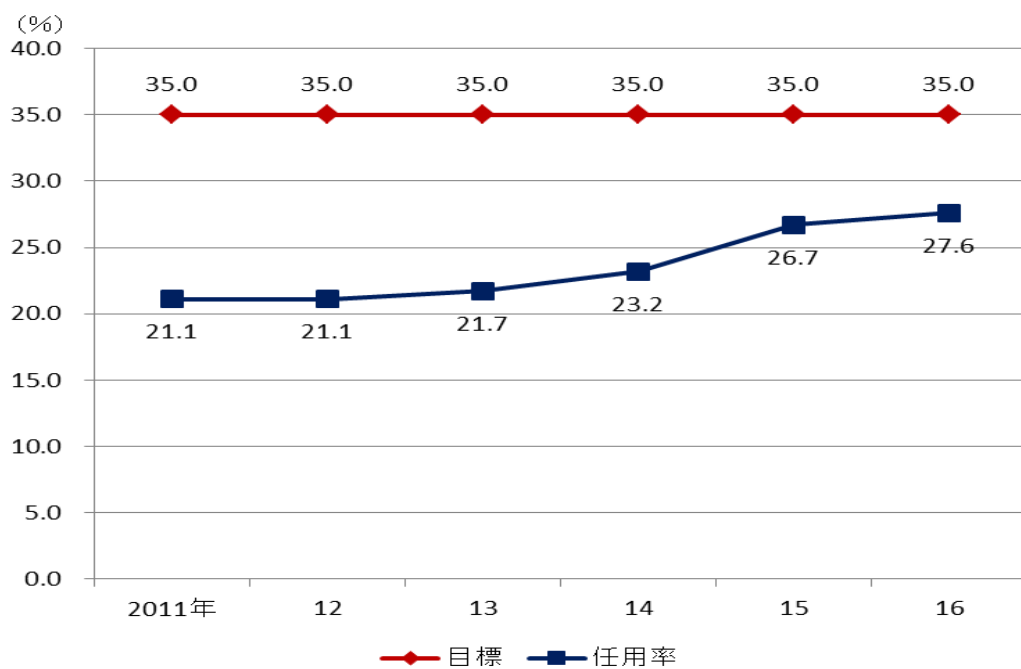
資料：東京都生活文化局「東京の男女平等参画データ 2016」

東京都及び全国平均の女性管理職比率の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」より作成

都の審議会等への女性委員任用率の推移



(東京都生活文化局作成)

女性公務員の課長相当職以上の都道府県別登用状況

都道府県			管理職総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
北	海	道	1,141	55	4.8
青	森	県	714	49	6.9
岩	手	県	697	33	4.7
宮	城	県	843	61	7.2
秋	田	県	344	16	4.7
山	形	県	655	60	9.2
福	島	県	1,108	55	5.0
茨	城	県	860	53	6.2
栃	木	県	605	35	5.8
群	馬	県	952	79	8.3
埼	玉	県	1,277	94	7.4
千	葉	県	850	48	5.6
東	京	都	4,022	644	16.0
神	奈	川	1,125	123	10.9
新	潟	県	953	93	9.8
富	山	県	700	82	11.7
石	川	県	817	56	6.9
福	井	県	553	48	8.7
山	梨	県	616	49	8.0
長	野	県	820	36	4.4
岐	阜	県	870	92	10.6
静	岡	県	947	68	7.2
愛	知	県	1,494	112	7.5
三	重	県	874	73	8.4
滋	賀	県	592	47	7.9
京	都	府	729	80	11.0
大	阪	府	552	38	6.9
兵	庫	県	940	77	8.2
奈	良	県	481	26	5.4
和	歌	山	678	30	4.4
鳥	取	県	563	101	17.9
島	根	県	716	67	9.4
岡	山	県	887	67	7.6
広	島	県	442	27	6.1
山	口	県	639	30	4.7
徳	島	県	544	51	9.4
香	川	県	424	46	10.8
愛	媛	県	443	25	5.6
高	知	県	395	35	8.9
福	岡	県	761	68	8.9
佐	賀	県	441	32	7.3
長	崎	県	462	23	5.0
熊	本	県	594	29	4.9
大	分	県	638	43	6.7
宮	崎	県	437	28	6.4
鹿	児	島	622	38	6.1
沖	縄	県	562	48	8.5

※教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員を対象

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(平成28年度)

都職員の職層別女性比率

	局長級	部長級	課長級	管理職計	課長代理級	主任・主事級	計
平成 17 年 4 月 1 日	0%	5.7%	13.9%	11.6%	24.0%	37.6%	33.2%
平成 27 年 4 月 1 日	1.9%	12.9%	21.0%	18.5%	30.8%	44.1%	39.4%
平成 28 年 4 月 1 日	3.0%	13.7%	21.7%	19.3%	31.6%	43.9%	39.5%

※行政系職員（教員、警察官及び消防官を除く。）の状況

資料：東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン（東京都総務局）

都公立小中高における女性教員数の割合

	小学校	中学校	高等学校
女性教員比率	62.6%	44.1%	35.2%

資料：文部科学省「平成 27 年度学校基本統計」をもとに作成

教育管理職員に占める女性職員の割合

平成 27 年 4 月 1 日	都内公立学校	
	6 級職（校長）	16.9%
	5 級職（副校長）	21.2%
	管理職計	19.2%

資料：東京都教育庁人事部調査

■ 取組の方向性

- 政治・行政分野における女性の参画拡大に向けて、計画的な取組を進めます。
- 女性職員の採用・登用拡大に取り組むとともに、子育てや介護を担う職員を含め、男女全ての職員の「働き方改革」による生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）を実現します。
- 教育分野の管理的地位における女性の参画拡大に向けた取組を進めます。

＜都の施策＞

ア 政治・行政分野における男女平等参画の促進

- 政治・行政分野における女性の参画を促進します。
- 働き方改革を推進し、職員の生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）を実現します。
- 男女平等参画を推進するために、都の審議会等委員への女性の参画を一層推進するなど、都自らが男女平等参画をさらに進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
152	採用及び職域の拡大に当たっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局
153	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局
154	☆東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	女性の活躍と育児・介護と仕事の両立など、全ての職員の活躍につなげる働き方改革を進めるため、時差勤務拡大をはじめとした、より柔軟な働き方の推進や、20時完全退庁・イクボス宣言による「残業ゼロ」への意識改革・職場づくり、とちょう保育園の運営等に取り組むことで、職員の生活面の充実を図るとともに、都民サービス向上につなげる「ライフ・ワーク・バランス」を実現していきます。また、行政系の女性管理職比率の向上にも取り組みます。	総務局
155	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率 35%を早期に達成し、更なる任用率の向上を目指します。	各局

番号	事業名	事業概要	所管局
	審議会等への女性委員の任用促進	☆女性委員候補者の紹介や人材情報の提供を通じて、都庁内における審議会等の女性委員の任用促進を図ります。	生活文化局

イ 教育分野における男女平等参画の促進

- 教育分野の管理的地位における女性の参画を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
156	東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン（教育委員会）	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として平成28年3月に改訂した「東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、女性の活躍やライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を進め、公立学校教育職員の管理的地位にある女性の比率を高めていきます。	教育庁

<都民・事業者の取組>

ア 政治・行政分野における男女平等参画の促進

- 都からの依頼に応じて審議会等に女性委員を参画させるなど、機会を捉えて、都の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

番号	項目	概要	団体名
35	政治・行政分野への女性の参画	(1) 公的審議会に女性委員を積極的に登録します。 (2) 男女平等に関わる政策・制度要求の推進を図ります。	連合東京
		審議会、委員会等における女性委員の割合が半数となるように、機会を得たら、委員として積極的に参画します。	地域婦人団体連盟

②防災・復興分野への参画促進

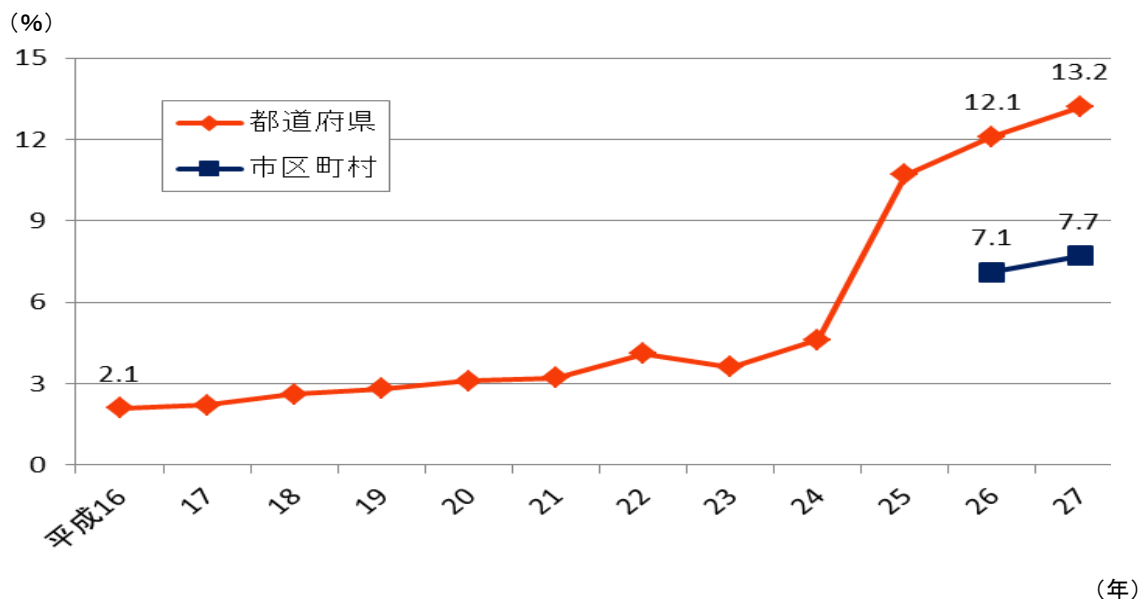
目標

防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から、女性の参画を更に拡大し、男女平等参画の視点を取り入れられるよう取り組んでいきます。

■ 現状・課題

- 国の第4次男女共同参画基本計画では、「東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する」とされています。
- 平成24年6月に災害対策基本法が改正され、都道府県防災会議では、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を委員に任命することが可能となりました。各都道府県では、この規定を活用して女性委員の任命を行い、平成25年には、全国で女性委員のいない防災会議数が、初めてゼロとなりました。
- 都道府県によっては、知事が庁内の職員から防災会議の委員を任命する際に女性を積極的に登用したり、指定公共機関や指定地方公共機関外部などの機関に対しても役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っています。都においても、平成25年に東京都防災会議条例を改正し、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」については全員女性を任命するなどし、平成28年10月16日現在、女性委員の割合は約3%となっています。また、東京都震災復興検討会議においては、約38%が女性委員となっています。
- しかし、過去の災害においては、防災・復興の分野においては、男女平等参画の視点が不十分であったために、震災の際に救援物資の配分や避難所の運営等で、男女のニーズの違いに応じた対応ができないといった状況も発生しています。そのような問題を改善していくため、防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から、女性の参画を更に拡大し、男女平等参画の視点を取り入れて対応していくことが重要です。

地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



資料：内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

■ 取組の方向性

- 防災・復興分野における女性の参画拡大に向けて、計画的な取組を進めていきます。

<都の施策>

ア 防災における男女平等参画の促進

- 防災の分野の政策・方針決定過程や事業実施において女性委員の登用を進めるなど、女性の参画を促進していきます。
- 男女平等参画の視点に立った防災に関する地域活動等を促進していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
157	☆女性防災人材の育成	地域で防災活動を支える女性の育成、さらには災害時に女性を取り巻く環境の向上を目指すため、これまで地域防災活動に参加していなかった女性層を掘り起こし、女性人材の裾野を広げた上で、女性リーダーとして活躍できる人材を育成します。	総務局

番号	事業名	事業概要	所管局
158	☆女性視点の防災ブックの検討・作成等	よりきめ細かく実践的な自助・共助の取組をまとめ、女性の発想を詰め込んだ防災ブックを作成し、女性の防災意識の向上、防災の取組への参加意欲の促進及び災害時の女性を取り巻く環境の向上を図ります。	総務局
159	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女を問わず「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	生活文化局
160	防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携した訓練を推進します。	東京消防庁
161	消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	東京消防庁

＜都民・事業者に求められる行動＞

ア 防災における男女平等参画の促進

- 防災・復興分野における女性の参画を促進していきます。

番号	項目	概要	団体名
36	男女平等参画意識の啓発	災害支援ナースの育成 災害支援ナースの育成により、災害時の関連機関との連携による被災住民の健康維持に関する支援活動を実施します。	看護協会
		（１）地域において、防災・災害時に女性の視点から多様な発言をするとともに、日常生活から地域のつながり、助け合いを強化します。（東日本大震災の体験から） ☆（２）地域で実施される防災訓練等に参加し、女性や生活者の視点で発言していきます。	地域婦人団体連盟

番号	項目	概要	団体名
	男女平等参画意識の啓発	(1) 災害発生時の対応に向けた災害ボランティアコーディネーターの養成を行います。 (2) 地震や水害など災害被災地の生活復興に向けた情報を収集し、NPOや企業など活動団体や活動を希望するボランティアに提供します。	ボランティア・市民活動センター
		☆避難所等で、女性や障害者が不自由な状況に置かれていることも報道されていることから、こうした点についての細かい配慮がなされるように啓発活動を行います。	特別支援学校PTA連合会

③教育・学習の充実

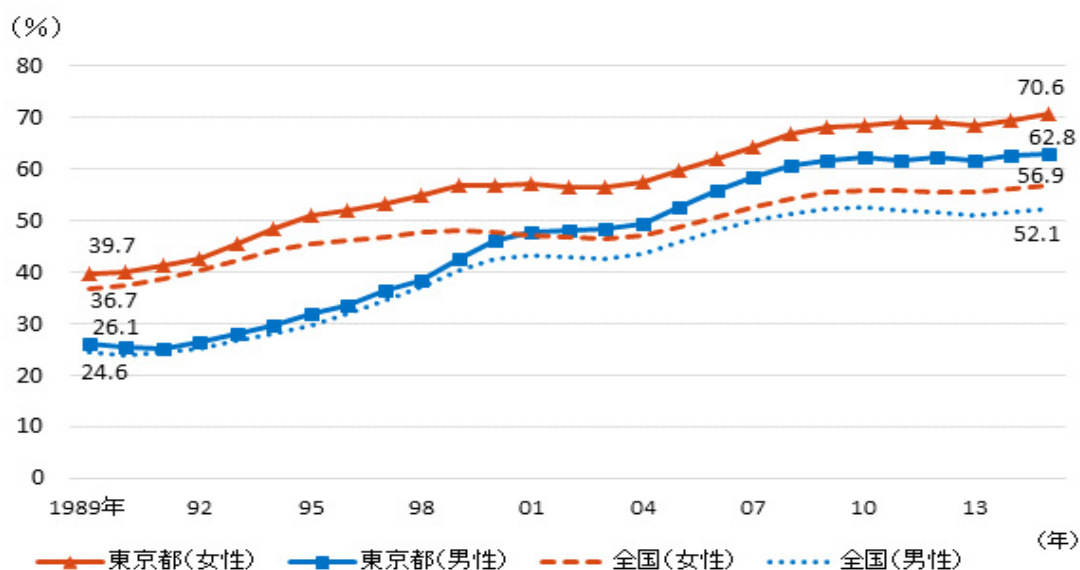
目標

学校教育における男女平等を推進し、性別にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識をもった児童・生徒を育成します。また、都民が生涯を通じて個性と能力をはぐくむような学習の機会を提供し、都民の男女平等参画を進めます。

■ 現状・課題

- 男女が共に自立して個性や能力を發揮できる男女平等参画社会を実現するためには、子供の頃から男女平等参画の理解を促していくことが重要です。そのためには、教育・学習を欠かすことはできません。
- 都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、学校教育における男女の地位については、男女とも8割弱が平等であると考えています。
- 文部科学省「学校基本調査」によると、東京都の女性の大学進学率は70.6%と全国1位で、都内の大学の在学者数は全国の大学在学者の4分の1を占めています。男女の別を見ると、女性が男性より高く、平成元年には13.6ポイントの差であったのが、平成27年は7.8ポイント差と、以前よりその差が縮まってきているものの、この間、一貫して女性の大学進学率が男性を上回っています。
- 学校教育においては、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、固定的役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、男女平等教育を適切に推進していく必要があります。
- また、教職員の意識や行動が男女平等参画の視点に立った教育を進めていく上で大きな影響力をもっていることから、教職員の男女平等教育についての認識を高めていくことが必要です。
- 近年、価値観やライフスタイルの多様化により、生涯学習へのニーズも多様化しています。また、産業構造の変化等に伴い、職業能力の向上に対するニーズも高まっています。児童・生徒一人一人が希望と能力を重視して主体的に進路を選択できるよう、望ましい勤労観・職業観の育成が求められています。社会人となってからも、学び直しや新たな知識・技術を身につけるためのリカレント教育など、多様な学習機会を提供していく必要があります。
- また、誰もが意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するためには、性別、国籍、文化等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識も必要となります。

高等学校卒業者に占める大学進学者の割合（大学進学率）
（東京都・全国）（再掲）



資料：文部科学省「学校基本調査」

■ 取組の方向性

- 人権尊重を基盤にした男女平等参画社会の実現のため、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において、相互連携を図りつつ、男女平等参画を推進する教育・学習の充実を図ります。
- 学校においては、男女平等教育を教育課程に位置付け、組織的・計画的に男女平等教育を推進します。
- 東京都には全国からの大学生が集中しており、それらの学生に対して、男女平等参画に関する発信をしていきます。
- 誰もがライフスタイルに合わせて一人ひとりの目的と能力に応じた学習ができるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を提供します。

＜都の施策＞

ア 学校での男女平等

- 学校において、個性を伸ばす教育を実践し、人権尊重を基盤とした男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒を育成していきます。
- 男女とも一人ひとりが主体的に進路を選択できるよう、望ましい勤労観・職業観を育成していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
162	学校における人権教育の実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	教育庁
		職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	
		区市教育委員会等との連携を通し、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	
		各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に適正な指導資料を掲載します。	
163	人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	各学校で、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。	教育庁
		全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。	
164	都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	教育庁
165	インターンシップの推進	就業体験を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	教育庁

番号	事業名	事業概要	所管局
166	わく (Work) わく (Work) Week Tokyo (中学生の職場体験) の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業 (わくわく Week Tokyo) への参加を呼びかけます。(再掲 No.49 参照)	青少年・治安対策本部
		公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。(再掲 No.49 参照)	
		中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。(再掲 No.49 参照)	
		都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。(再掲 No.49 参照)	
		都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。(再掲 No.49 参照)	
		中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。(再掲 No.49 参照)	教育庁
167	進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	教育庁

イ 研修・情報提供

- 教員や社会教育関係者に対して、男女平等参画への理解を推進するための研修や情報提供を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
168	教職員への人権研修の実施	人権課題「女性」等について、今日の人権教育推進に関わる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	教育庁
169	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	教育庁
170	情報資料の収集と提供	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。	教育庁

ウ 多様な学習機会の提供

- 女性も男性も社会で活躍するために、自己の能力の向上や職業能力開発の機会を提供します。

番号	事業名	事業概要	所管局
171	都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	教育庁
172	自主学習活動の支援	東京ウイメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	生活文化局
173	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。(再掲 No.21 参照)	産業労働局

＜都民・事業者の取組＞

ア 学校での男女平等

- 私立学校等においても、個性を伸ばす教育を実践し、人権尊重を基盤とした男女等参画の考え方を身につけた児童・生徒・学生を育成していきます。

番号	項目	概要	団体名
37	男女平等参画意識の啓発	男女平等の考えの徹底及び意識の向上 教育活動のあらゆる場において、その意識を高めます。	私立初等学校協会
		シンポジウムの開催等を通じ、男女共同参画社会の実現を担う次世代育成に係る事例報告を通じた情報の共有を行います。	私大連盟
		学校現場での男女平等参画の促進 (1) 男女平等の理念を推進する学校教育及び家庭教育の充実を図ります。 (2) 男女がともに家庭生活及び食生活の重要性を確認し、向上に努めるよう意識啓発に努めます。	小学校PTA協議会
		学校における男女平等の視点での教育について協力や働きかけを行います。 ☆子供たちが、男女を問わず、地域を問わない社会での活躍に向けて充実した教育を受けるため、国や東京都、各区市町村の教育行政に格差のない教育環境の拡充・充実を働きかける必要があります。そのために、都内の公立中学校すべてのPTA団体とつながり、各PTAから出される様々な要望を集約します。	公立中学校PTA協議会
38	進路指導	就職を目指している子供とその保護者に向けて、働く場における男女平等参画を促進している企業の情報を収集・提供します。	公立高等学校PTA連合会
39	研修・講習会等	「看護の魅力」普及啓発の推進 (1) 広報誌の発行 (2) 中学生・高校生・社会人の一日看護体験の実施 (3) 看護学校への進路相談	看護協会

番号	項目	概要	団体名
	研修・講習会等	<p>(1) 教職員を対象に、男女平等参画の観点から教育の現場において必要な教育指導方法・生活指導方法・カウンセリングの基礎と実習等の研修を実施します。</p> <p>(2) 教職員を対象に青年期の心理を理解するために「カウンセリング」研修を実施します。</p> <p>(3) 進路指導担当者を対象に、企業団体等と連携を図り、均等な雇用機会の確保のための理解を深める事業を実施します。</p>	専修学校各種学校協会
		各学校に、男女が共同で子供にかかわることをテーマにした研修会・講習会・講演会等実施の検討を働きかけます。	公立高等学校PTA連合会
		<p>家庭と学校が協力して、男女平等参画の重要性を理解し、そのための意識改革に努めます。</p> <p>PTA協議会において講演会を行うなど、積極的に男女平等参画をテーマとします。</p>	公立高等学校定通PTA連合会
		<p>(1) 学校におけるボランティア福祉教育とボランティア活動を通して、子供たちのボランティア活動への関心を高め、男女の人権や介護、国際理解等についての理解を促進します。</p> <p>(2) 学校等における市民学習の推進方策の検討を行います。</p> <p>(3) 学校等での市民学習・福祉教育が円滑に行われるよう、学校や区市町村ボランティアセンターの支援を行います。</p>	ボランティア・市民活動センター
		当連盟における「財務・人事担当理事者会議」において、多様な働き方や女性研究者のサポート等をテーマに協議します。様々な事例をもとに、加盟校に情報提供し、議論の機会をつくります。特に科学分野で学ぶ女性が少ないことから、その先進的な取組を紹介します。	私大連盟

イ 多様な学習機会の提供

- 地域活動等を通じて、男女平等参画の学習の機会を充実させます。
- NPO・ボランティア活動等により、男女平等参画の促進を図ります。

番号	項目	概要	団体名
40	地域での教育	人間形成の基礎を培う幼児期において、子供たちの自主と共同の態度や思いやりを育てるため、保護者に対し、研修会を実施します。	私立幼稚園 PTA連合会
		PTA活動を通して、男女平等参画の考え方を広めます。 年間の活動の中で、男女平等に関する講演会を実施し、日常生活において男女平等参画の必要性を説きます。	私立初等学校 父母の会 連合会
		子育てを親がひとりで抱え込まないように、家庭の子育てを中心に、家庭での問題、クラスや学校生活での問題、学力の問題等、保護者同士、あるいは親と教師がつながり問題解決ができる場を提供するため、研修会やPTAの広場を実施します。 (再掲 No.24 参照)	小学校PTA 協議会
		男女が共同で子供にかかわるということを学習する場の提供を考えます。 男女が協力して、思春期の子供にかかわる上で必要なスキルを獲得するため研修会・講演会を開催します。	公立高等学校 PTA連合会
		(1) 障害があっても子供たちがひとりの人間として尊ばれ、人権意識や男女平等感覚を学校の様々な場で育てられるよう、PTA活動や卒業後のアフターケア等での機会を捉え、取り組んでいきます。 (2) 障害があっても子供たちがひとりの人間として地域に受け入れられ、人権・男女平等の理念のもとに尊ばれるよう、団体として様々な機会に発言していきます。 ☆ (3) 障害者に対する偏見をなくし、障害者への差別がなくなるように様々な機会に団体として発信していきます。	特別支援学校 PTA連合会

番号	項目	概要	団体名
	地域での教育	<p>(1) 各クラブより選出された高校生約 100 名によるユース・フォーラムを隔年で開催し、これからの社会を担う若い女性のリーダーシップの育成を図ります。</p> <p>(2) 高校生に対しての奨学金制度を実施します。</p>	ソロプチミスト日本東リジョン
41	家庭での教育	<p>幼児期に男女平等の意識の芽生えを培うため家庭環境の工夫を図ります。</p> <p>(1) 大人が無意識に使ってしまう「男の子（あるいは女の子）のくせに」、「男の子（あるいは女の子）なんだから」といった言動や思い込みを見直します。</p> <p>(2) 遊びや遊具、友達関係に対して、性別による枠や価値観を押し付けないようにします。</p>	公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
42	NPO支援	<p>☆ (1) NPOサポートセンター自治体サポート事業では、受託内容が大学との連携に意義あるものであれば実施していきます。また、協働ステーション中央事業を通じては、学生団体等との事業連携、企業の社会貢献活動コーディネートを通じて実施予定です。</p> <p>(2) NPOの総合情報サイト(NPORT)を活用して男女平等の社会参画を推進します。</p> <p>生涯学習分野におけるNPO支援事業</p> <p>(1) 産官学民連携による人材育成モデルプログラム研究及び構築を行います。生涯学習NPOにおいては、特に人材育成・教育機能を発揮することが求められていることから、大学、NPO、企業等の連携による研究を行います。</p> <p>(2) 研究成果を冊子にまとめ、広く公表することによって、今後のNPO支援研究及び多数の生涯学習分野NPOの人材育成活動に資するものとします。</p>	NPOサポートセンター

番号	項目	概要	団体名
43	情報提供・ネットワーク	<p>幅広い関係機関、団体とのネットワークと協働の促進</p> <p>(1) 男女が共に参加できるボランティア、市民活動の情報提供と相談活動を推進します。</p> <p>①多様な領域のボランティア、市民活動の情報を情報誌（ネットワーク）やインターネット等で提供します。</p> <p>②ボランティア活動への参加やNPOの設立・運営について相談を行います。</p> <p>(2) 研修・講座を開催し、多様な人たちの参画による市民社会を目指します。(再掲 No.33 参照)</p> <p>①男女及びシニア、企業人等のボランティア、市民活動への参加促進のための研修を行います。</p> <p>②ボランティア、市民活動の体験プログラムを企画し、介護体験、育児体験など多様な参加促進の機会を提供します。</p> <p>(3) 子供たちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会をつくり出します。</p> <p>・地域の中で、子供たちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア・NPOとの連携、協力のもとで多様なボランティア活動への参加機会をつくり出します。</p> <p>(4) 企業との協働によるNPO支援、地域貢献プログラムを推進します。</p> <p>(5) 音訳、精神保健、日本語ボランティア等のグループ、団体のネットワークの構築支援を行います。</p> <p>(6) 市民社会をつくるボランタリーフォーラムTOKYOの企画及び開催によるネットワークを推進します。</p>	ボランティア・市民活動センター
44	看護職の教育	<p>看護の専門性向上のための教育</p> <p>(1) 各種研修会の実施</p> <p>(2) 必要な情報の提供</p>	看護協会

④社会制度・慣行の見直し

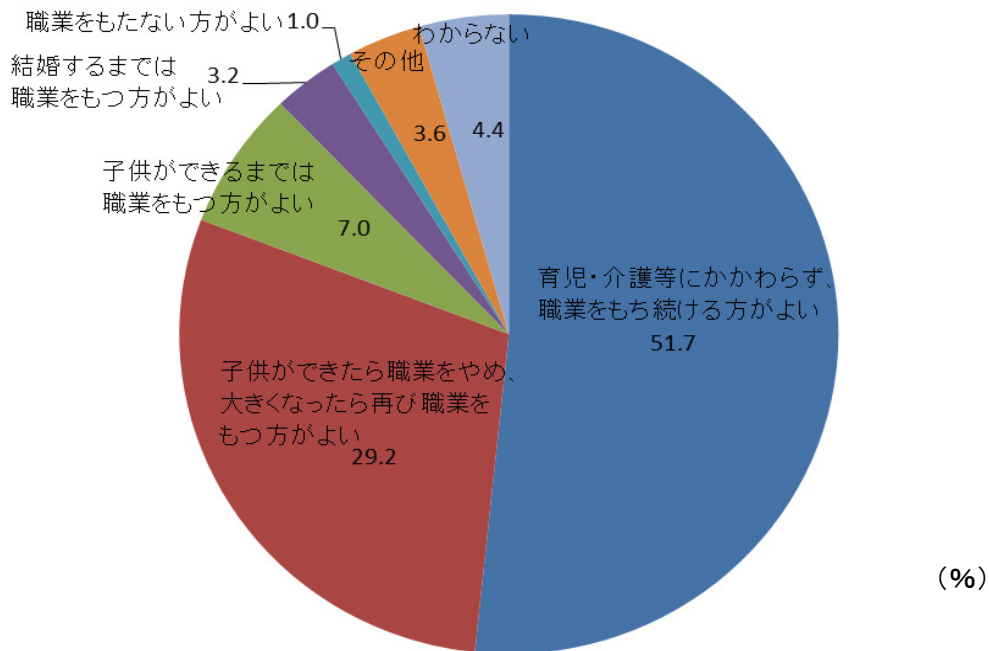
目標

社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを図っていきます。

■ 現状・課題

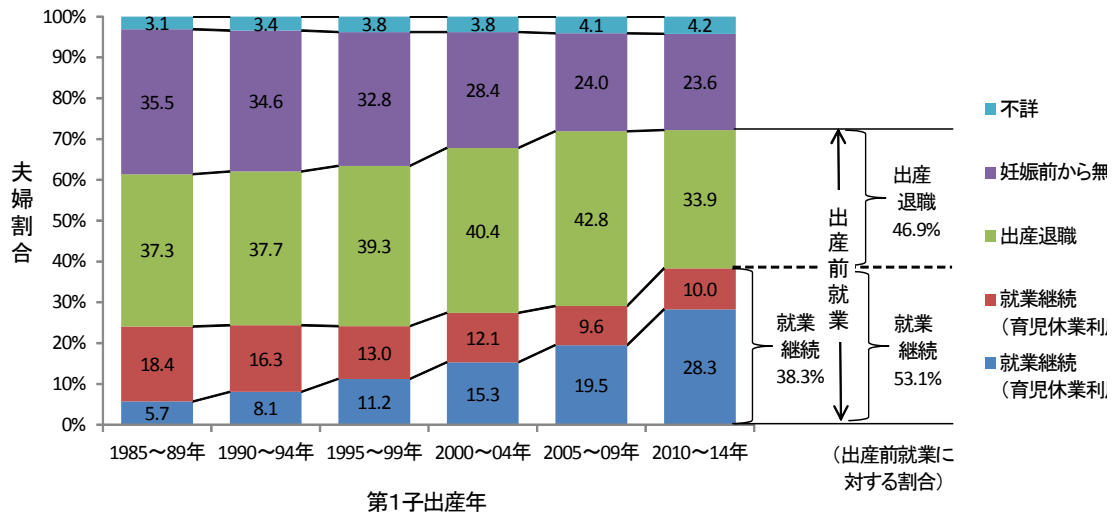
- 都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位については、男性の6割強、女性の7割強が「男性の方が優遇されている」と考えており、「男性の方が優遇されている」と考える人は、男女全体では、平成13年以降減少傾向となっています。
- しかし、法律や制度の上の男女の地位については、「男性の方が優遇されている」と考える人が、平成27年の調査で43.6%と平成13年に比べて10ポイント以上の改善がなされているものの、平成22年からの5年間では4ポイント増加しています。一方、「平等」であると考えている人は、平成22年からの5年間で3ポイント減少しています。
- また、女性が職業をもつことについての考えについては、「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」との回答が51.7%で最も多く、内閣府の全国調査と比べると、7ポイント高くなっています。
- しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」によると、第一子の出産後も就業を継続している女性は5割程度にとどまっているという実態があり、いまだ、家事や育児等の多くを女性が担っていることが考えられます。
- 男女が能力を十分発揮して多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりのためにも、従来の制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しや改善を図る必要があります。

「女性が職業をもつことについての考え」



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（再掲）



注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦。第12回～第15回調査の夫婦を合わせて集計した。

（客体数 12, 719）

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（平成27年）

■ 取組の方向性

- 男女で取扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを図ります。
- 女性が結婚、出産・育児、介護などのライフイベントと仕事の両立を図りながら、働く場で活躍するためには、男性の家事・育児への参画を進めることが求められるため、男性を含めた働き方の見直しや、社会全体の意識の改革を進めていきます。

<都の施策>

ア 都庁内における対応

- 男女で取扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直すなど改善を図ります。
- 都の施策について、男女平等参画の視点を踏まえて推進されるように努めていきます。
- 庁内の会議や研修を通して、社会制度や慣行について、男女平等参画の視点から理解を求めていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
174	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの（源泉徴収・給与簿等）、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの（契約書、納入通知書）などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認めます。	総務局 各局
175	庁内広報紙作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に情報提供等を行います。	生活文化局
176	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	生活文化局

＜都民・事業者の取組＞

ア 制度・慣行の検討

- 様々な活動や地域活動等を通じて、社会制度や慣行の見直しを図ります。
- 各団体内で、社会制度や慣行の見直しを検討します。

番号	項目	概要	団体名
45	懇談会等の検討	男女平等参画の視点から、協会内の制度や慣行の見直しを検討します。	書籍出版協会
46	NPO支援	☆「男女平等参画担当者連絡会」の中で、NPOや地域での取組の学習や情報提供を進めるとともに、「男女平等参画担当者連絡会」の主催する学習会等でもテーマとして取り上げることの検討を進めます。	生協連合会

⑤ 生涯を通じた男女の健康支援

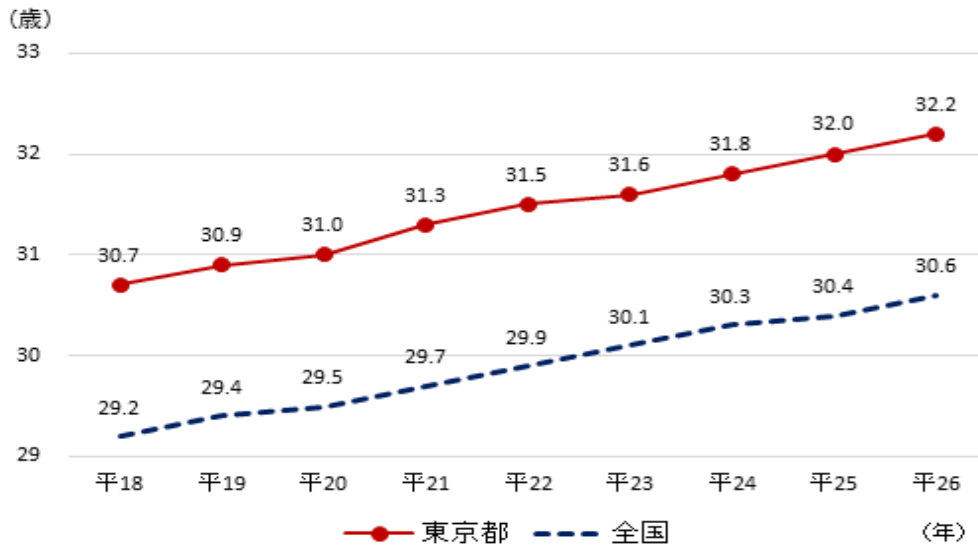
目標	生涯を通じて健康な生活を送ることができるように支援するとともに、男性も女性も、相互に身体の特性を十分に理解し、個人の人権を尊重する意識を育てます。
-----------	---

■ 現状・課題

- 男女平等参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する敬意と思いやりを持って生きることが重要です。また、心身の健康についての正しい知識や情報を入手して、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになることが重要です。
- 女性は妊娠・出産、月経随伴症状や更年期症状など女性特有の経験をする可能性があるなど、生涯を通じて男女が健康上の異なる問題に直面することに留意する必要があります。近年では、男女それぞれの性差に留意した適切な診療（性差医療）や女性特有の健康上の問題を相談しやすい医療環境づくりとして女性専門外来の設置などの取組が行われています。
- 妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子供を産むことができる環境を確保し維持する必要があります。職場においても、母性保護の観点から妊娠中の女性に対する配慮が必要です。また、出産は女性の心身に様々な影響を及ぼしますが、産後の子供との生活を健やかに送ることができるように適切な支援を行うことも重要です。
- 厚生労働省の「人口動態統計」によると、第1子出産時の母親の平均年齢は近年上昇を続けています。一方、不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける男女が増加していることから、その対策を推進する必要があります。
- 女性の健康を支える上で、医師をはじめ医療関係者が大きな役割を持っており、東京都では、平成26年末の時点で、出生千人当たりの産婦人科・産科医師数は、全国平均を上回っており、医療基盤の整備が進んでいると言えます。産婦人科・産科医師の人数の推移を見ると、減少傾向にありましたが、近年は若干増加傾向にあります。引き続き、安心して出産することができる環境を整えていくことが必要です。
- 近年、若年層において、未熟な性意識や思慮に欠ける性行動がみられます。人工妊娠中絶件数は、全国では減少しており、東京都でも減少傾向にありますが、24歳以下の若年層が約3割を占めています。また、全国の性感染症の報告数は横ばいで推移していますが、15～24歳の若年層が全体の約3割を占めています。学校とも連携し、引き続き、効果的な予防啓発等に取り組んでいく必要があります。

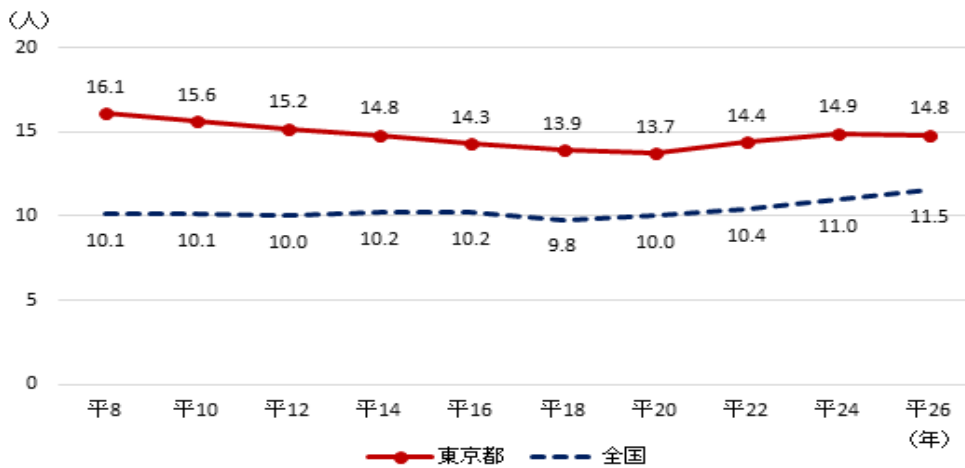
- 東京都のがんによる死亡率は男女ともに減少傾向にありますが、乳がんによる女性の死亡率は、全国に比較し高くなっています。一方、東京都のがん検診受診率については、「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」によると、乳がん・子宮頸がん検診を過去2年以内に受けた人は、40%弱程度となっており、全体として増加傾向にはあるものの、目標とする50%には依然として到達していません。一層のがん検診受診率の向上が必要です。
- こころの健康づくりも課題の一つです。平成26年度の東京都福祉保健基礎調査によると、毎日の生活の中で、悩みやストレスが「ある」（「たまにある」、「よくある」と回答した人の合計）と回答した人は64.5%でした。悩みやストレスの原因として、男女で違いがみられます。上位3つを挙げると、男性では、「自分の仕事」60.3%、「収入・家計・借金など」31.1%、「家族以外との人間関係」25.0%であり、女性では、「自分の仕事」33.7%、「家族との人間関係」31.7%、「家族以外との人間関係」30.9%となっています。相談先としては、「家族」が44.9%、「友人・知人」が40.5%、「相談する必要はないので、誰にも相談していない」が20.3%、と回答しています。特に、「相談する必要はないので、誰にも相談していない」人の割合が男性は29.7%、女性は14.4%となっており、男性の方が誰かに相談をすることが少ないことが伺えます。
- 東京都の自殺者数は、平成23年の2,919人をピークに減少傾向に転じ、平成27年には2,290人となっていますが、自殺者のうち、およそ3分の2が男性となっています。
- 男女が互いの性差に応じた心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進していくことが重要です。

第1子出産時の母親の平均年齢の推移（東京都・全国）



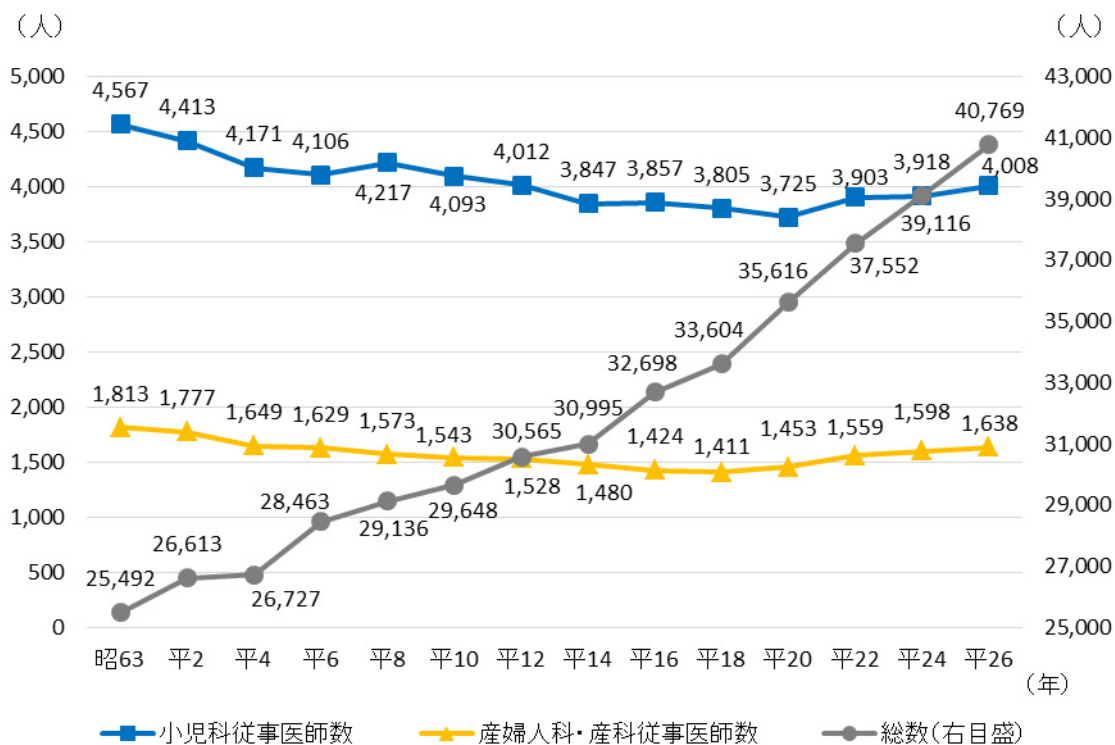
資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生千人当たりの産婦人科・産科医師数の推移（東京都・全国）



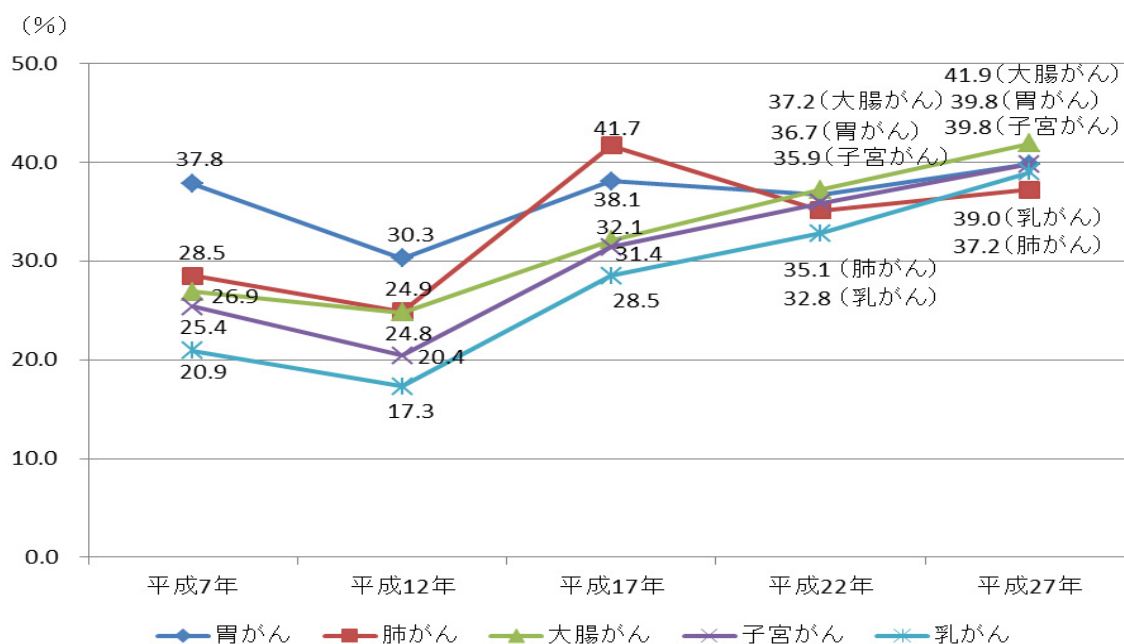
資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、厚生労働省「人口動態統計」

都内の医療施設に従事する医師数（東京都）



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

都民のがん検診受診率の推移



資料：東京都福祉保健局「老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査」及び「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

■ **取組の方向性**

- 男女の生涯を通じた健康づくりを支援するため、医療関係機関等と連携し、性や年代に応じた健康支援を充実させます。
- 安心して出産できる環境を確保していく上でも、引き続き、医療関係機関等と連携して母子保健医療体制の整備に努めます。
- 性感染症など性に関する知識の普及を図ります。特に若年層に対して、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。
- 乳がん・子宮頸がん等に関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率の向上に向けた取組を行います。
- こころの健康づくりについては、悩みやストレスに対する受け止め方や対応、相談することの意義等について普及啓発を図ります。

<都の施策>

ア **母子保健医療体制の整備及び相談等の支援**

- 安心して出産できる環境を確保していく上でも、引き続き、医療機関等と連携して母子保健医療体制の整備に努めるとともに、相談等の支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
177	周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	福祉保健局
178	小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
179	母子保健医療に関する相談事業・情報提供事業	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） 母子の健全な育成を図り、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、子供の健康や救急に関して、看護師や保健師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。	福祉保健局
		SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。	
		TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とインターネットにより提供します。	
		東京都こども医療ガイド インターネットを通じて、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識などの医療情報や子育ての情報などを分かりやすく提供します。	
180	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	
181	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用の助成を行います。	福祉保健局
182	☆不妊検査等助成	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。	福祉保健局

イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

- 若年層に対しては、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。
- 生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、都民自らが負担感なく実践できる生活習慣の改善に向けた普及啓発及び環境整備を行うほか、乳がん・子宮頸がん等に対する正しい知識の普及啓発やがん検診受診率を向上させる取組を行います。
- 自殺の未然防止や相談体制の充実など、こころの健康づくりに関する取組を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
183	学校における性教育の改善・充実	各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画の工夫や作成について、「性教育の手引」等を活用し、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができるよう支援します。	教育庁
		研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指した性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員の授業力の向上を図ります。	
		区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。	
184	性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査 保健所及び東京都南新宿検査・相談室で実施している HIV 検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	福祉保健局
		性感染症普及啓発活動 パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	
		HIV／エイズ相談検診体制 HIV／エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名で HIV 検査を実施します。東京都南新宿検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間に HIV 検査を実施しています。また、検診・相談を通じて HIV／エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。	

番号	事業名	事業概要	所管局
185	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等が集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふぉー・ていー）事業を実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	福祉保健局
186	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・東京都看護協会（23区）が実施します。	福祉保健局
187	生涯を通じた女性の健康支援	女性の心身の健康に関する相談指導や不妊や不育に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。また、妊娠等に関する正確な知識が広まるように普及啓発を行います。	福祉保健局
188	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	病院経営本部
189	☆ウェルネス・チャレンジ	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。	福祉保健局
190	☆「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。	福祉保健局
191	☆地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
192	女性のがん対策強化事業	女性特有のがん検診（子宮頸がん及び乳がん）について、検診の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行います。	福祉保健局
193	自殺総合対策東京会議	東京の自殺の現状を把握し、関係機関と連携して総合的な自殺対策を検討するとともに、自殺対策計画を策定していきます。 また、区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。	福祉保健局
194	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業等の理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	福祉保健局
195	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等へつつなぎ、協働して取り組む役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を支援します。	福祉保健局
196	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。 また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	福祉保健局
197	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	福祉保健局
198	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	自殺専用の相談電話を設置し、電話相談に対応する相談員の人材育成を行うことにより、自殺念慮者の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなげることで自殺防止を図ります。	福祉保健局
199	地域自殺対策強化事業	地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。	福祉保健局

＜都民・事業者に求められる行動＞

ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援

- 出産・育児準備等への支援を行うとともに、医師、医療関係者は、性差に応じた健康支援や健康指導、母性保護への配慮に努めていきます。

番号	項目	概要	団体名
47	出産準備支援・ 育児支援等	<p>新しい生命を夫婦で心豊かに迎え、子育てを楽しみ、子供の成長とともに親もまた成長してほしいという願いから以下の事業を実施します。</p> <p>(1) 両親学級 妊娠・出産・育児に関する正しい情報や夫の役割等を分かりやすく伝え、出産、育児に対する不安を軽減します。</p> <p>(2) すくすくフェスタ ①両親学級に参加した出産後の親子を対象にイベントを開催し、産後の相談・育児相談・ベビーマッサージ・月齢に合ったお遊びなどを実施します。 ②同年代の親同士の仲間づくりを支援します。</p>	看護協会

イ 各年代に応じた健康支援及び性教育

- 発達段階を踏まえた適切な性教育を実施します。
- 事業所等において、過重労働の削減に取り組むとともに、メンタルヘルス対策などのこころの健康づくりに取り組みます。

番号	項目	概要	団体名
48	健康支援	予防接種の普及と、性感染症の早期発見と適切な指導、治療が受けられる環境整備を行います。	医師会
		☆経営者のみならず、従業員の健康寿命にも焦点をあて、健康経営を推進します。	商工会議所
		☆ストレスチェック制度の活用等の事例に関する情報の収集、紹介等について検討します。	経営者協会

番号	項目	概要	団体名
49	相談等	<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1) 協会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策（研修、カウンセリング等）の進め方や従業員への対応等についての相談業務を行います。</p> <p>(2) 経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催します。</p> <p>(3) 近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行います。</p>	経営者協会
50	情報発信等	<p>都民の健康支援に向けた情報発信等</p> <p>(1) 「まちの保健室」等を利用しての、健康チェック、健康相談や必要な情報発信</p> <p>(2) 健康に関する公開講座の開催</p> <p>(3) ホームページ等での情報発信</p> <p>(4) 出前授業（母性保護、エイズ予防活動等）の実施</p> <p>(5) 子育て支援（両親学級、すくすくフェスタ等）の実施</p>	看護協会
51	提唱活動	<p>森林療法、子供の食育、女性特有のがんの早期発見等の提唱活動を行います。</p>	ソロプチミスト日本東リジョン
52	性教育等	<p>青少年への性教育指導、心のケア等の精神疾患への対応のために、東京都教育庁の実施する都立学校における専門医派遣事業に協力し、心身共に健全な発育をするように学校保健活動支援を充実させます。</p>	医師会

番号	項目	概要	団体名
	性教育等	<p>(1) 出前授業 学校での「命の大切さ」「性感染症予防」の授業や、企業等での「職場における女性保護」に関する普及事業等に直接出向き協力します。</p> <p>(2) 東京エイズ・ピア・エデュケーション ①エイズ・ピア・エデュケーターの育成（10～20代の若者対象） ②エイズ・ピア・エデュケーションの実施（中学・高校・大学・専門学校等に出向き、エデュケーションを実施）</p>	看護協会
		性教育において、男女の相違や双方を尊重することの大切さを理解させます。	私立初等学校協会